

臨床心理分野専門職大学院認証評価
自己点検評価報告書

令和7(2025)年5月1日

帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻

目 次

I	評価対象大学院の現況及び特徴	1
II	専門職大学院の目的	5
III	章ごとの自己点検評価	
第1章	教育目的	7
第2章	教育課程	13
第3章	臨床心理実習	22
第4章	学生の支援体制	28
第5章	成績評価及び修了認定	34
第6章	教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等	38
第7章	入学者選抜等	43
第8章	教員組織	48
第9章	管理運営等	52
第10章	施設、設備及び図書館等	61

I 評価対象大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 名称 帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻 (専門職学位課程)
- (2) 所在地 東京都豊島区東池袋二丁目 51 番 4 号 池袋キャンパス MiNoRi センtral
東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 10 号 池袋キャンパス MiNoRi ラボ
- (3) 開設年月 平成 23(2011)年 4 月
- (4) 教員数 (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)
- 【大学院臨床心理学研究科】
- 教授 7 人 (兼担 1 人を含む) 准教授 2 人 講師 3 人
- 助手 1 人 非常勤講師 4 人
- 【臨床心理センター】
- 准教授 1 人 助教 2 人
- (5) 学生数 (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)
- 収容定員 30 人
- 在籍者数 33 人 (1 年次 16 人 2 年次 17 人)

2 特徴

(1) 大学の目的等

帝京平成大学(以下「本学」という)は、表 I-2-1 に示す建学の精神を掲げ、昭和 62(1987)年 4 月に開学した(開学時の大学名は「帝京技術科学大学」。平成 7(1995)年に現在の校名へ変更した)。

表 I-2-1 帝京平成大学 建学の精神

実学の精神を基とし 幅広い知識と 専門分野における実践能力を身につけ
創造力豊かな逞しい 人間愛にあふれた 人材を養成する

この建学の精神に基づき、本学は大学の目的を表 I-2-2 に、基本理念を表 I-2-3 に、大学院の目的を表 I-2-4 に、専門職学位課程の目的を表 I-2-5 に示すとおり定めている。

表 I-2-2 帝京平成大学 目的

帝京平成大学は建学の精神に則り、広く知識を授け人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

表 I-2-3 帝京平成大学 基本理念

<p>1. 人文・社会科学と自然科学に均整のとれた教養教育を通して人間愛を培い、広聴心を涵養し、専門的能力を人類の幸福・福祉のために的確に適用できる健全な人格を養成する。</p> <p>2. 自立と不撓不屈の精神を養い、実学的に幅広く高度な専門知識と学際的な問題解決能力を備え、創造性に富む人材を育成する。</p> <p>3. 専門の学術を深く研究して成果を世界的に発信するとともに、大学の人材、施設を活用して地域社会との交流と貢献に努め、人類の発展に寄与する。</p>

表 I-2-4 帝京平成大学大学院 目的

<p>帝京平成大学大学院は建学の精神に則り、情報科学、健康科学、臨床心理学、薬学及び看護学に関する学理及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、広く国際的視野に立って社会の発展に貢献できる有為な人材を養成し、以って文化・医療の進展に寄与することを目的とする。</p>

表 I-2-5 専門職学位課程 目的

<p>専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した実践能力を培うことを目的とする。</p>

(2) 沿革

本学の開学から帝京平成大学大学院臨床心理学研究科専門職学位課程（以下「本研究科」という）の開設、更に今日に至るまでの沿革は、表 I-2-6 に示すとおりである。

表 I-2-6 大学院臨床心理学研究科の沿革

昭和 62(1987)年 4月	● 「帝京技術科学大学」として千葉県市原市(現在の千葉キャンパス)に開学
平成 7(1995)年 4月	● 大学名称を「帝京平成大学」へ変更
平成 14(2002)年 4月	● 「健康メディカル学部臨床心理学科」(現在の「心理学科」)を開設
平成 15(2003)年 4月	● 帝京平成大学臨床心理センターを千葉キャンパス内に開設
平成 19(2007)年 4月	● 「大学院健康情報科学研究科臨床心理学専攻 博士前期課程・博士後期課程」を開設
平成 20(2008)年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究科の名称を「健康科学研究科」へ変更 ● 池袋キャンパス開設。これに伴い「大学院健康科学研究科臨床心理学専攻 博士前期課程・博士後期課程」を同キャンパスへ移転。 ● 「財団法人(現公益財団法人)日本臨床心理士資格認定協会」から臨床心理士養成のための第一種指定大学院として認定を受ける。 ● 帝京平成大学臨床心理センターを池袋キャンパス MiNoRi セントラル内に開設
平成 21(2009)年 4月	● 帝京平成大学臨床心理センターを池袋キャンパス MiNoRi セントラルから 2号館へ移転(注. 2号館は平成 29年に取り壊され、現在は無い)
平成 23(2011)年 3月	● 千葉キャンパス内の帝京平成大学臨床心理センターを閉鎖
平成 23(2011)年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻専門職学位課程」を開設 ● 「大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程」の学生募集を停止 ● 帝京平成大学板橋臨床心理センターを東京都板橋区の帝京大学板橋キャンパス本館内に開設

平成 25(2013)年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 帝京平成大学臨床心理センターを池袋キャンパス2号館からMiNoRi ラボへ移転 ● 帝京平成大学板橋臨床心理センターを帝京大学板橋キャンパス内4号館(東京都北区)へ移転
平成 28(2016)年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 27 年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審し、適合の判定を受ける(1回目受審)
令和 2(2020)年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 帝京平成大学板橋臨床心理センターを閉鎖
令和 3(2021)年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価を受審し、適合の判定を受ける(2回目受審)

本研究科は、平成 23(2011)年 4月に、全国で6番目、東日本では最初の臨床心理分野の専門職大学院として開設された。

本研究科は、開設から令和 7 (2025)年度までの間で、臨床心理分野専門職大学院の評価機関である「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」による認証評価を、平成 27(2015)年度と令和 2 (2020)年度の2回受審しており、いずれについても評価基準に適合しているとの判定を受けている。

令和 7 (2025)年度には開設から 15年目を迎え、毎年度臨床心理士並びに公認心理師を社会へ輩出しつつ今日に至っている。

(3) 本研究科の目指すところと教育の特色

本研究科は、本学の建学の精神である「実学」の理念に沿って、今日大きな社会問題となっている心の問題に対応し、学校・教育、医療・福祉、地域保健・産業など様々な領域での確かな支援を提供できる実践的な心理臨床家の養成を目指している。この目的を達成するため、学生に対して、以下の特色を有する教育を行っている。

① 理論的教育と実務的教育を適切に組み合わせた教育

例えば精神疾患の講義とそれらの疾患に対する面接演習を組み合わせるなど、講義と演習・実習を相互に関連させて授業を実施している。

② ケースを通して自ら考える経験の積み重ね

学生は2年次に行われるケースカンファレンスにおいて自身の担当ケースを3回報告し、教員や学生から質疑や助言を受ける。このことがケースを通して学ぶ重要な機会となっている。ケースカンファレンスの実施にあたっては、以下の2点を心がけて運営している。

- ケース紹介の後で10分ほど学生が小グループ討論を行う時間を設け、その後学生だけが発言できる時間帯を設けて、学生自らが考え発言することを促す。
- 後期には学生が討論に参加しやすいよう、ケースカンファレンスを2～3グループに分け、少人数化して実施する。

③ 学生一人ひとりに対するきめ細かい指導

1学年 15人(入学定員)の学生に対し本研究科専任教員 12人と臨床心理センター教員 3人が配置されており、十分な指導が行える体制を整えている。また、専任教員がアドバイザーとして学生一人ひとりを受持ち、指導を行う「アドバイザー制」を導入しており、履修、学修、実習だけでなく生活面の相談にも応えるなど、きめ細かい指導を行っている。

④ 志望する領域についての深い学修

臨床心理士として修得が必要な各領域の知識・技能をバランスよく学ぶとともに、修了後

の実践を考慮し、学生へは学校・教育、医療・福祉、地域保健・産業の3つの領域のうち志望する領域について、理論と実践を相互に関連させた専門的な学修を進める。そのため志望領域の実習は週1日・通年で実施するとともに、アドバイザーには学生の志望領域に近い専門領域を持つ教員を割当てよう配慮している。

⑤ 豊富な実習による実践能力の修得

専門職学位課程2年間で学内外において多くの実習を行い、現場の多様なニーズに即応できるスキルを修得する。毎週1コマの授業の中で実習の振り返りの機会を設け、各実習領域の学生と担当教員が参加して、実習における問題を解決し学びを促すため、討論と指導を行っている。

Ⅱ 専門職大学院の目的

1 研究科の目的

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科専門職学位課程（以下「本研究科」という）は、帝京平成大学（以下「本学」という）の建学の精神、基本理念、大学院の目的、専門職学位課程の目的に則り、表Ⅱ-1-1に示す研究科の目的を掲げている。この目的を達成するため、本研究科学生に対し、附属の臨床心理センターや学外施設での豊富な実習を通じた実践の機会を提供し、入学から修了まで一貫したきめ細かい指導を行っている。

表Ⅱ-1-1 臨床心理学研究科 目的

臨床心理学研究科は、本学の建学の精神に則り、専門職学位課程として、実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する。

2 3つのポリシー

(1) ディプロマ・ポリシー

本研究科は、前記に掲げる研究科の目的を踏まえ、表Ⅱ-2-1に示すディプロマ・ポリシーを定めて、本研究科の課程を修める時に到達すべき目標を明確に示している。そして、このディプロマ・ポリシーに基づき、厳格な修了認定・学位授与を行っている。

表Ⅱ-2-1 臨床心理学研究科 ディプロマ・ポリシー

臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、本専攻の課程を修め、以下の要件を満たして高度専門職業人の水準に達した者に対し、学位を授与する。臨床心理修士（専門職）

- ① 臨床心理学の高度専門職業人の実務に必要な専門的な臨床心理学の知識を修得し、心理査定や心理面接等を適切に実施できる。
- ② 自ら行った心理査定や面接等について、関連する指針や文献等に基づいて説明できる。
- ③ 臨床心理学の高度専門職業人としての使命と責任を自覚し、目的意識を持って自己研鑽を積み重ね、自ら学び続けることができる。
- ④ 他の専門職種と連携してチームワークを尊重して協働することができ、個人や地域住民の心の健康に貢献できる。

(2) カリキュラム・ポリシー

本研究科の目的並びにディプロマ・ポリシーに示す到達目標を達成するため、表Ⅱ-2-2に示すカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づき講義・演習・実習を関連させた教育課程を編成し、少人数での双方向・多方向による講義及び演習と豊富な実践の機会を提供する実習を行っている。

表Ⅱ-2-2 臨床心理学研究科 カリキュラム・ポリシー

臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、専門職大学院としての目的を達するため、理論的教育と実務的教育を適切に組み合わせ、以下の教育課程を編成し、実施する。

- ① 臨床心理学の高度専門職業人に必要な専門的知識の確実な修得と、現実の問題を分析し解決していく能力の向上をはかるため、授業と演習・実習を相互に関連させて実施する。
- ② 授業においては、討論や質疑応答を促し、主体的で多角的な思考を身につける。
- ③ 心理査定および、その報告書の作成に必要な知識と技術を修得する。
- ④ 学内施設（臨床心理センター）を活用し、個人ごとのスーパービジョンを受けながら臨床事例を担当する。
- ⑤ 学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域の外部実習を実施し、臨床現場での学びを促す。
- ⑥ 入学から卒業までアドバイザーによる個人指導等を実施する。
- ⑦ 自ら担当したケースの臨床経験をケースカンファレンス等で発表し、事例研究指導者の指導を受けながら、事例研究論文としてとりまとめる。

（3）アドミッション・ポリシー

本研究科の目的を達成するため、表Ⅱ-2-3に示すアドミッション・ポリシーに基づき、心理学系の学部卒業生だけでなく、一定の心理学的素養を有する他学部卒業生や社会人経験者を幅広く受け入れている。

表Ⅱ-2-3 臨床心理学研究科 アドミッション・ポリシー

臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）の「実学の精神を基として、豊かな人間性を持ち、多様で複雑な心の問題に創造的で柔軟に対応できる臨床心理分野の高度専門職業人を養成する」という教育理念と目的を達成するため、以下の入学者を求める。

- ① 人と心に対する深い関心と理解力を有している。
- ② 柔軟で安定した対人関係能力を有している。
- ③ 社会人としての良識と対人援助を行う専門家としての高い倫理観を有している。
- ④ 臨床心理学の高度専門職業人を目指す強い意欲を有している。

Ⅲ 章ごとの自己点検評価

第1章 教育目的

【項目1-1 教育目的】

基準1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

<基準1-1-1に係る状況>

帝京平成大学（以下「本学」という）の建学の精神（1ページの表I-2-1）及び基本理念（2ページの表I-2-3）に基づき、本学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）の目的を、表II-1-1（5ページ）に示すとおりとしている。これは本学大学院学則の第6条第3号に定めて、明文化している（大学院基礎データI-1-(1)）。

この中で、本研究科の目指すところが、「実学の精神を基とした豊かな人間性」の醸成及び「臨床心理分野の高度専門職業人の養成」にあることを明確に示している。

これは、専門職大学院設置基準第2条第1項（「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」）及び学校教育法第99条第1項（「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」）並びに同第99条第2項（「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」）が定めるところに沿ったものとなっている。【解釈指針1-1-1-1、1-1-1-2】

基準1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

<基準1-1-2に係る状況>

本研究科は、本研究科の目的を定めた条項を含む大学院学則を「2025 Student Pocket Diary 帝京平成大学大学院 学生便覧 臨床心理学研究科」（以下「学生便覧」という）に掲載している（大学院基礎データI-1-(2)）。

学生に対しては、これを毎年度の4月当初に行われる新入生オリエンテーション、上級生ガイダンスにおいて配付し、これに基づき説明を行い、周知を図っている。

本研究科及び臨床心理センターの教職員に対しても前述の学生便覧を配付している。また、毎年度の4月当初に本研究科及び臨床心理センター教員が参加して行う専任教員説明会分科会において臨床心理学研究科長（以下「研究科長」という）から理念・目的について

説明がなされる。更に、本研究科が行うFD研修会などでも確認している。【解釈指針1-1-2-1】

社会に対しては、大学院学則を本学ホームページへ掲載し公表するとともに、本研究科が目指すところを本学ホームページへ掲載して周知を図っている（大学院基礎データI-1-(3)、I-1-(4)）。また、本学が毎年度発行している「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科GUIDE BOOK」（大学院基礎データI-1-(5)。以下「研究科ガイドブック」という）へ目的を掲載し公表している。研究科ガイドブックはそのPDFデータを本学ホームページへ掲載し、本学の学生・教職員はもちろん、一般の方も自由に閲覧、ダウンロードすることができるようにしている。【解釈指針1-1-2-2】

基準1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

<基準1-1-3に係る状況>

1 開講科目の成績の状況

令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度の開講科目に関する成績の分布は、大学院基礎データV-1-(2)及び(4)に示すとおりである。A評価（評点100～80点）及びB評価（評点79～70点）を受けた者が、令和5(2023)年度は91.4%を、令和6(2024)年度は90.0%を占めており（全開講科目の平均）、各授業担当者が設定する評価基準に照らして十分な学力を身に付けていることが伺える。【解釈指針1-1-3-1】

2 課程修了の状況

本研究科における直近5年度の課程修了状況は、表1-1-3-1に示すとおりである。

表1-1-3-1 修了者数〔令和2年度～令和6年度〕

入学年度	入学者数 (人)	入学者数のうち 長期履修学生数 (人)	中途退学者数 (人)	修了者数(人)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度	16	1	0	2 ※1				
令和元年度	16	1	2	13	1 ※2			
令和2年度	16	1	0		14	2 ※3		
令和3年度	16	1	1			14	1 ※4	
令和4年度	16	2	0				14	2
令和5年度	16	0	0					15 ※5
合計	96	6	3	15	15	16	15	17

※1 2人のうち1人は長期履修学生、もう1人は前年度の修了延期者

※2 長期履修学生

※3 2人のうち1人は長期履修学生、もう1人は前年度の修了延期者

※4 長期履修学生

※5 令和5年度入学者16人のうち1人は修了延期者

過去5年度の修了状況を見ると、令和2(2020)年度入学生に1人、令和5(2023)年度に1人、合計2人の留年をした者がいた他は、すべての入学生（中途退学者は除く）が最短修業

年限（通常学生は2年間、長期履修学生は3年間）で修了している。このことは、本研究科の編成する教育課程（カリキュラム）とそれに沿って行う教育が、所定の期間内において確実に入学生の能力・資質を高め、最終的にディプロマ・ポリシーに示す到達目標にまで達したことを示しており、本研究科の教育が所期の成果を上げているものと評価する。【解釈指針1-1-3-1】

3 臨床心理士資格認定試験の合格状況

「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」（以下「協会」という）が実施する臨床心理士資格認定試験の新卒者合格状況については、表1-1-3-2に示すとおりである。

表1-1-3-2 臨床心理士認定試験 新卒合格者数・合格率〔令和元年度～令和6年度〕

修了した年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
試験が行われた年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了者数(人)	14	15	15	16	15
受験者数(人)	14	14 ※1	15	15 ※2	15
合格者数(人)	10	13	14	15	15
合格率(%)	71.4	92.9	93.3	100.0	100.0

※1 令和2年度修了者15人のうち1人について、受験の有無並びに合否結果について本人からの確認ができなかったため、受験者数から除いた。

※2 令和4年度修了者16人のうち1人について、受験の有無並びに合否結果について本人からの確認ができなかったため、受験者数から除いた。

過去5年度の臨床心理士認定試験の新卒合格率は、100%の年度が2回、90%以上の年度が2回、80%を下回った年度が1回であった。令和2(2020)年度実施の試験で71.4%と80%を下回ったが、その翌年の令和3(2021)年度実施試験では92.9%に回復した。以後令和6(2024)年度実施の試験まで、4回連続して90%以上を上回っており、直近2回は連続して100%を達成している。この点からも教育の成果や効果が上がっているものと評価できる。

【解釈指針1-1-3-1】

4 修了生の就職の状況

修了生の就職状況を表1-1-3-3に示す。

修了生のほとんどが心理職として就職を果たしており(大学院基礎データI-2-(1))、本研究科の目的とするところが十分に達成されていると考えられる。【解釈指針1-1-3-2】

表1-1-3-3 修了生の就職状況〔令和2年度～令和6年度〕※

修了年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
修了者数(人)		15	15	16	15	17	78
就職	心理職(人)	13	13	12	15	17	70
	心理職以外(人)	0	2	2	0	0	4
非就職	資格取得専念(人)	1	0	0	0	0	1
	就職活動中(人)	1	0	2	0	0	3

※ 就職状況は、各年度修了時点のデータに基づく。

5 在学生を対象とした調査の状況

本研究科では令和元(2019)年度から、学生の学修行動の実態及びカリキュラム・学修環境等に対する学生の評価を受け、これを今後の教育の改善に活かすことを目的として、質問紙を用いた「学修アンケート」調査を実施している(大学院基礎データ I-2-(2))。令和6(2024)年度の調査(令和7(2025)年1月に実施)においては、回答数は25人(1年生:14人、2年生:11人)であった。調査項目のうち、学修成果に関する項目の評価結果を表1-1-3-4に示す。

表1-1-3-4 「学修アンケート」調査から学修成果に関する評価結果〔令和6年度〕

調査項目 点数	投影法検査の理解	投影法検査の実践	知能・発達検査の理解	知能・発達検査の実践	心理面接の理解	心理面接の実践	事例を簡潔にまとめる	事例を分かりやすく伝える	分析・批判的思考	他者との協力	コミュニケーション力	キャリアへの準備・行動	主体的行動	問題の発見・解決
1年生平均(点)	2.5	1.9	2.5	2.0	2.4	1.9	1.7	1.7	2.1	2.8	2.7	2.2	2.3	2.3
2年生平均(点)	2.3	2.0	2.8	2.5	2.8	2.5	2.4	2.2	2.2	2.8	3.0	2.8	3.2	2.8
全体平均(点)	2.4	1.9	2.6	2.2	2.6	2.2	2.0	1.9	2.2	2.8	2.8	2.5	2.7	2.5

※ 各調査項目について、4点(「十分(力が)ついた」)から0点(「全く(力が)ついていない」)までの5段階で評価を付けてもらい、各学生が付けた点数を平均した値(最高値が4点、中央値が2点となる)。

全体平均では、14の調査項目のうち12項目で中央値を上回っており、教育の成果について学生から概ね肯定的な評価を得ていることが伺える。1年生では授業における演習の機会を通じて、2年生では本格的な実習が開始されることで、心理面接の理解力が向上している。また、周囲の関係者とのコンタクトを取り、協力しながら大学院生活を送っていることが窺われ、コミュニケーション力や主体性が育まれていることが推察される。一方、「投影法検査の実践」と「事例を伝える」の2項目が中央値を下回っている。「投影法検査の実践」については、2年間という限られた在学期間の中で十分に獲得することが難しい面もある。本研究科課程修了後も継続的に高めていかなければならない事項であり、指導すべき課題であると考えられる。「事例をまとめる」「事例を伝える」という項目は、1年生の点数が低く、全体平均を押し下げてしまっているが、2年生では点数の上昇が明確に見られ、課程全体を通じては一定の教育成果を上げることができているものと評価する。【解釈指針1-1-3-3】

6 修了生の就職先を対象とした調査の状況

本研究科では令和元(2019)年度から、卒業生が就職した企業・医療機関等に対して、卒業生の成長度合いを評価してもらい本学の教育の達成度を把握する「修了生就職先アンケート」調査を、5年度を1周期として定期的に行っている。

令和6(2024)年度に本調査を実施した。今回の調査対象は、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの修了生のうち本研究科で連絡先を把握している者で、かつ本調査の実施

を了承した修了生とした。調査方法は、各修了生が調査時点で就職している機関・企業等へ、6つの項目（「常識がある」「心理面接のスキルがある」「心理検査のスキルがある」「他職種と適切な連携ができる」「学ぶ姿勢がある」「適切なコミュニケーションがとれる」）についての質問紙を送付し、当該修了生の直接の上司を評価者として、各質問事項に対し「十分そう思う」「そう思う」「どちらでもない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の5段階で評価してもらうかたちで行った（大学院基礎データ I-2-(3)）。調査は令和6（2024）年8～11月に実施した。該当期間の修了生合計46人のうち連絡が取れる者38人に調査への協力を依頼し、協力の上承が得られた修了生の上司20人へアンケートを送付した。その結果、修了生22人についての回答を得ることができた。回答の集計結果を表1-1-3-5に示す。

表1-1-3-5 「修了生就職先アンケート」調査結果〔令和6年度〕

調査項目		回答					該当しない
		十分そう思う	そう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	そう思わない	
一般常識がある	修了者数（人）	12	10	0	0	0	0
	割合（％）	54.5	45.4	0.0	0.0	0.0	
心理面接のスキルがある	修了者数（人）	5	12	4	0	0	1
	割合（％）	23.8	57.1	19.0	0.0	0.0	
心理検査のスキルがある	修了者数（人）	6	7	4	2	0	3
	割合（％）	31.6	36.8	21.1	10.5	0.0	
他職種と適切な連携ができる	修了者数（人）	7	11	2	0	0	2
	割合（％）	35.0	55.0	10.0	0.0	0.0	
学ぶ姿勢がある	修了者数（人）	15	6	1	0	0	0
	割合（％）	68.3	27.3	4.5	0.0	0.0	
適切なコミュニケーションがとれる	修了者数（人）	11	9	2	0	0	0
	割合（％）	50.0	40.9	9.1	0.0	0.0	

※ 割合は、対象の修了者数（22人）から「該当しない」の者を除いた数を母数として、母数に対する回答ごとの修了者数の占める割合を示した。

各調査項目において、「十分そう思う」「そう思う」との評価を受けた修了者の割合はおおよそ65～100%となっており、高い評価を得た。特に、「一般常識がある」（100%）、「他職種と適切な連携ができる」（90.0%）、「学ぶ姿勢がある」（95.6%）、「適切なコミュニケーションが取れる」（90.9%）と多くの項目で高い数値を示している。修了後、就職した職場において、周囲の上司、先輩、同僚等と積極的にコミュニケーションを取り、仕事について積極的に学ぶ姿勢が評価されていることは、専門職大学院における実践的な教育の成果や効果が上がっていることの裏付けになる。一方で、心理面接や、心理査定においては、そもそも生涯にわたる長い習熟期間を必要とするため、卒後わずかであることもあり一定の評価に留まったものと考えられる。【解釈指針1-1-3-4】

第1章 教育目的 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

本研究科が目的とする高度専門職業人である臨床心理士を輩出するための教育を継続的に実施している。その結果、協会臨床心理士資格認定試験の新卒合格率は直近の4年間において90%以上の値を保っており、直近2年間は100%合格を達成している。

<改善を要する点>

該当なし。

第2章 教育課程

【項目2-1 教育内容】

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

<基準2-1-1に係る状況>

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）は、主に1年次に修得した知識・技能を基に、2年次で行う学内・学外実習施設での臨床実習への展開につながる理論的教育と実務的教育の架橋に留意した教育課程の編成を行っている（大学院基礎データⅡ-2-(1)）。

専門的な臨床心理学の知識を教授するための理論的教育においては、「臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理学特別演習」「臨床心理学研究法」を基礎として、「臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ」に加えて「力動的心理療法特論」「認知行動療法特論」「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」「児童心理療法特論」により各種心理療法に関する教育を実施している。そして、「精神医学特論」「神経心理学特論」により医療領域について、「発達心理学特論」「ソーシャルワーク特論」により福祉領域について、「学校臨床心理学特論」「思春期・青年期特論」により教育領域について、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」により産業領域について、「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」により司法領域について臨床心理学の実践的応用を可能にする幅広い教育を実施している。また、臨床心理実践に関わる理論や技法の発展と、現場の動向を踏まえて、発達障害に関わる教育の拡充と、心理検査用具の最新版の導入にも配慮している。

実務的教育においては、演習で学修したことを実習において更に実践的に学修できるよう工夫している。例えば、「臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ」において、乳幼児から成人までの発達検査や知能検査、パーソナリティ検査の理論的背景や実施方法を学び、「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」において、心理検査のロールプレイでの実施から報告書の作成までを実践指導によって学修する。それにより、主要な心理検査を学修した上で、テストバッテリーを組んだ全人格的アセスメントについて実務的な学びになるよう工夫している。「臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ」では、臨床心理面接の基本的な技法である傾聴などの面接技法を学び、面接開始から終了後の報告書作成に至るまでの基本的スキルを、ロールプレイ等も活用して学修する。その上で、「臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「事例研究実習Ⅰ・Ⅱ」で、実際のケースのスーパーヴィジョンや事例検討により面接の進め方に対する理解を深めている。更に、「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」は、臨床心理面接の実践過程について省察し、臨床心理学の理論の普遍性と、事例の個別性に関する理解を深め、理論と実践の学びの集大成となってい

る。【解釈指針 2-1-1-1】

知識とそれに基づく実践的力の養成だけでなく、演習においては講義と共に少人数グループによるアクティブ・ラーニングを、実習においては実践の省察とディスカッションを学修のプロセスに取り入れ、知識・技能以外の臨床心理士として必要な資質を獲得するための教育を行っている。クライアントの理解と支援のあり方について学生が主体的かつ能動的に考えるように工夫することで、臨床心理士の実務を行うに必要な感受性、分析力、表現力、対人関係スキルを育成している。臨床心理士としての責任感及び倫理観の養成についても、「臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理学研究法」による理論的教育に加えて、学内外での実習と実習に関わるスーパーヴィジョンにより実践を通して学修している。【基準 2-1-1】

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

<基準 2-1-2に係る状況>

本研究科で開設されている科目は、大学院基礎データⅡ-2-(1)に示すとおりとなっている。臨床心理学基本科目として11科目、臨床心理展開科目として13科目、臨床心理応用・隣接科目として14科目、総合科目として1科目、計39科目が開設されている。各科目の内容についてはシラバスに示すとおりとなっている（大学院基礎データⅡ-3-(1)・(2)）。

【基準 2-1-2】

臨床心理学基本科目は、表 2-1-2-1 に示す構成となっており、臨床心理士に必要な実務の基本を学ぶのに適切な科目を配置している。【解釈指針 2-1-2-1】

表 2-1-2-1 臨床心理学基本科目の構成

臨床心理査定の基本について学ぶ科目	臨床心理学原論Ⅰ、臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ、臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ
臨床心理面接の基本について学ぶ科目	臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ、臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ、臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
臨床心理地域援助の基本について学ぶ科目	臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ
臨床心理研究の基本について学ぶ科目	臨床心理学原論Ⅰ
臨床心理倫理の基本について学ぶ科目	臨床心理学原論Ⅰ

臨床心理展開科目は、表2-1-2-2に示す構成となっており、臨床心理領域での実務的な事項、及び事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆について学ぶことができる科目が配置されている。いずれの科目も実務経験を有する教員による授業が行われている。(添付資料9-(4))【解釈指針2-1-2-2】

表2-1-2-2 臨床心理展開科目の構成

医療・保健領域での実務について学ぶ科目	臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ、医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ、地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ
福祉領域での実務について学ぶ科目	臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ、医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ
教育領域での実務について学ぶ科目	臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ、学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ
事例研究論文作成のための論文構成、論文執筆について学ぶ科目	臨床心理学研究法、事例研究実習Ⅰ・Ⅱ、総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ

臨床心理応用・隣接科目は、表2-1-2-3に示す構成となっており、臨床心理に関する多様な学びが可能となる科目が配置されている。【解釈指針2-1-2-3】

表2-1-2-3 臨床心理応用・隣接科目の構成

種々の臨床心理領域について広く深く学ぶ科目	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開、産業・労働分野に関する理論と支援の展開、思春期・青年期特論、発達心理学特論、家族心理学特論、臨床心理学特別演習
多様な臨床心理の応用技法について広く深く学ぶ科目	力動的心理療法特論、認知行動療法特論、児童心理療法特論、学校臨床心理学特論、家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
臨床心理と隣接する領域・分野について広く深く学ぶ科目	精神医学特論、ソーシャルワーク特論、神経心理学特論、医療・健康心理学

総合科目である「臨床心理学特別演習」においては、臨床心理士としての実践において不可欠な基礎知識を幅広く学ぶ。

基準2-1-3

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されるとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル1）。

<基準2-1-3に係る状況>

本研究科学生は、課程修了の要件として、臨床心理学基本科目及び総合科目として20単位、臨床心理展開科目として18単位、臨床心理応用・隣接科目として12単位の合計50単位以上の修得が求められている。(大学院基礎データⅡ-6-(1))

本研究科における開講科目及び各科目の分野・配当単位・必修/選択必修/選択の別を、

大学院基礎データⅡ-2-(1)に示す。

(1) 臨床心理学基本科目【解釈指針2-1-3-1】

臨床心理学基本科目は、表2-1-3-1に示すとおり、共通基本科目が2科目4単位、臨床心理査定系科目が4科目6単位、臨床心理面接系科目が5科目8単位開講されており、すべて必修で合計18単位の修得が求められている。

表2-1-3-1 臨床心理学基本科目の構成

系統	科目名	授業種別	配当年次	必修/選択の別	単位数	単位数合計
共通基本 科目	臨床心理学原論Ⅰ	講義	1年次	必修	2	4
	臨床心理学原論Ⅱ	講義	1年次	必修	2	
臨床心理 査定系 科目	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	1年次	必修	2	6
	臨床心理査定演習Ⅱ	演習	1年次	必修	2	
	臨床心理査定実習Ⅰ	実験・実習及び実技	1年次	必修	1	
	臨床心理査定実習Ⅱ	実験・実習及び実技	1年次	必修	1	
臨床心理 面接系 科目	臨床心理面接演習Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	演習	1年次	必修	2	8
	臨床心理面接演習Ⅱ	演習	1年次	必修	2	
	臨床心理面接実習Ⅰ	実験・実習及び実技	1年次	必修	1	
	臨床心理面接実習Ⅱ(心理実践実習)	実験・実習及び実技	1年次	必修	1	
	臨床心理面接実習Ⅲ(心理実践実習)	実験・実習及び実技	2年次	必修	2	

共通基本科目として「臨床心理学原論Ⅰ」「臨床心理学原論Ⅱ」が設けられている。これらの科目において、臨床心理学の歴史、重要な理論、心理臨床の実際、心理査定、心理面接、コミュニティ援助、倫理に関する基本的な知識を学修する。

臨床心理査定系科目として「臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)」「臨床心理査定演習Ⅱ」「臨床心理査定実習Ⅰ」「臨床心理査定実習Ⅱ」が設けられている。「臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)」では、認知機能を測定する心理検査について、「臨床心理査定演習Ⅱ」では、主にパーソナリティを測定する心理検査について、それぞれ理論・構成・施行方法・解釈について学修することで、クライアントの多側面から査定することを理解する。「臨床心理査定実習Ⅰ」「臨床心理査定実習Ⅱ」では、それぞれ実際の心理検査を施行し、検査者・被検査者を体験したうえでデータ分析及び所見作成、支援方法の立案について学修し、臨床心理支援のあり方を理解する。

臨床心理面接系科目として「臨床心理面接演習Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)」「臨床心理面接演習Ⅱ」を1年次に必修とし、臨床心理活動に必要な人間観と心理支援に必要な基本的技法について通年で学修する。また、1年次には「臨床心理面接実習Ⅰ」も併せて必修とし、附属の臨床心理センターにおいて実習を行うための具体的な実技能力と知識の学修を行う。更に、1年次には「臨床心理面接実習Ⅱ(心理実践実習)」を、2年次には「臨床心理面接実習Ⅲ(心理実践実習)」を必修とし、心理面接、心理査定などの実習に対し、事例検討のための具体的かつ実践的な学修を行う。従って、臨床心理面接系の単位として、在学期間中において演習2科目4単位と技能実習3科目4単位、合計8単位が必修となっている。

(2) 臨床心理展開科目【解釈指針2-1-3-2】

臨床心理展開科目は、表2-1-3-2に示すとおり、臨床心理地域援助系科目が必修2科目4単位と選択必修科目6科目15単位が開講されており、選択必修科目についてはこの中から6単位の修得が求められている。臨床心理事例研究系科目は必修5科目8単位が開講されている。従って、必修と選択必修科目を合わせて18単位の修得が求められている。

表2-1-3-2 臨床心理展開科目の構成

系統	科目名	授業種別	配当年次	必修・選択の別	単位数	単位数合計	
臨床心理地域援助系科目	臨床心理地域援助演習Ⅰ	演習	1年次	必修	2	4	
	臨床心理地域援助演習Ⅱ	演習	1年次	必修	2		
	学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅰ(心理実践実習)	実験・実習及び実技	1年次	選択必修	1	2 (3科目中から2単位以上選択必修)	
	医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ(心理実践実習)	実験・実習及び実技	1年次	選択必修	1		
	地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅰ(心理実践実習)	実験・実習及び実技	1年次	選択必修	1		
	臨床心理地域援助系科目	学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅱ(心理実践実習)	実験・実習及び実技	2年次	選択必修	4	4 (3科目中から4単位以上選択必修)
		医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅱ(心理実践実習)	実験・実習及び実技	2年次	選択必修	4	
地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅱ(心理実践実習)		実験・実習及び実技	2年次	選択必修	4		
臨床心理事例研究系科目	臨床心理学研究法	講義	1年次	必修	2	8	
	事例研究実習Ⅰ	実験・実習及び実技	2年次	必修	1		
	事例研究実習Ⅱ	実験・実習及び実技	2年次	必修	1		
	総合的事例研究演習Ⅰ	演習	2年次	必修	2		
	総合的事例研究演習Ⅱ	演習	2年次	必修	2		

臨床心理地域援助系科目として「臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、選択必修として1年次には「学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅰ(心理実践実習)」「医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ(心理実践実習)」「地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅰ(心理実践実習)」が、2年次には「学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅱ(心理実践実習)」「医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅱ(心理実践実習)」「地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅱ(心理実践実習)」が配置され、1年次には各領域から2単位以上を、2年次には各領域から4単位以上を履修することとなっている。従って、臨床心理地域援助系科目の単位として、演習2科目4単位が必修、臨床実習3科目6単位が選択必修となっている。

事例研究系科目については「臨床心理学研究法」を1年次必修とし、研究の立案、計画、実施、解析、発表など、2年次に必修となる事例研究の実施に向けた研究法の理論と実践について学修する。2年次には「事例研究実習Ⅰ・Ⅱ」「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、附属の臨床心理センターにおいて担当した複数の事例について通年でカンファレンスを実施し、自験例に基づく事例研究論文を執筆する。従って、事例研究系科目の単位として5科目8単位が必修となっている。

(3) 臨床心理・応用隣接科目【解釈指針2-1-3-3】

臨床心理応用・隣接科目については、表2-1-3-3に示すとおり14科目各2単位が開講されており、すべて選択で合計6科目12単位の修得が求められている。

表2-1-3-3 臨床心理応用・隣接科目の構成

系統	科目名	授業種別	配当年次	必修・選択の別	単位数	単位数合計
臨床基礎系科目	医療・健康心理学(心の健康教育に関する理論と実践)	講義	1年次	選択	2	12 (14科目中から 12単位以上 選択)
	力動的的心理療法特論	講義	1年次	選択	2	
	認知行動療法特論	講義	1年次	選択	2	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義	1年次	選択	2	
学校・教育系科目	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	1年次	選択	2	
	児童心理療法特論	講義	1年次	選択	2	
	思春期・青年期特論	講義	1年次	選択	2	
医療・福祉系科目	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	1年次	選択	2	
	神経心理学特論	講義	1年次	選択	2	
	ソーシャルワーク特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	1年次	選択	2	
	発達心理学特論	講義	1年次	選択	2	
産業・保健系科目	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	1年次	選択	2	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	1年次	選択	2	
	家族心理学特論	講義	1年次	選択	2	

総合科目である「臨床心理学特別演習」(演習 2単位)は通年必修科目であり、心理臨床の専門職として不可欠な知識を学修する。学校・教育、医療・福祉、産業・保健の諸領域や基礎心理学に関する講義、問題演習、小集団によるアクティブ・ラーニングなど多様な授業形態を駆使し、専門職として必要な基本的知識や問題解決能力について修得する。

以上のように、教育の目的に応じた幅広い領域に関する科目が開設され、それぞれに対し必要とする単位数を付与している。また、必修、選択必修、選択の分類が適切に行われ、段階的履修を目的とした配当がなされている。【基準2-1-3】

【項目2-2 授業を行う学生数】

基準2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること(レベル1)。

<基準2-2-1に係る状況>

本研究科の入学定員は15人と定められており、1年生と2年生を合わせた在籍学生数は、令和5(2023)年度が33人、令和6(2024)年度が34人、令和7(2025)年度が33人となっている(いずれの年度も長期履修学生を含む)。また、令和7(2025)年度における履修者(再履修者を含む)の最大数は17人で、解釈指針2-2-1-1で示される上限以下の人数で授業が行われている(大学院基礎データII-7-(1))。【解釈指針2-2-1-1、2-2-1-2】

なお、令和7(2025)年度を含め過去に他研究科の学生並びに科目等履修生が本研究科の授業を履修した実績はなく、受講者数に計上されたことはない。【解釈指針2-2-1-3】

【項目 2-3 授業の方法】

基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

＜基準 2-3-1に係る状況＞

FD 活動を通じて、各授業の内容を全教員が把握し、教員が相互に授業内容を見学するなどして、教授方法・授業内容の改善を図ると共に、授業内容が偏ることなく、学生が臨床心理学の必要な知識を修得できるよう配慮している。また、授業は、少人数による双方向、多方向のアプローチを採用し、具体的には個人発表、グループ発表、グループ討議、ロールプレイ、事例研究など科目の性質に応じた適切な方法を用いている。

「臨床心理面接実習Ⅱ・Ⅲ（心理実践実習）」に該当する附属の臨床心理センターの実習では、学生は毎回の面接等の臨床実践について教員のスーパーヴィジョンを受け、「事例研究実習Ⅰ・Ⅱ」ではケースカンファレンスを行っており、各学生は3回にわたり担当事例を提示することで、見立てや面接経過について臨床心理学的理解を深め、心理臨床実践について主体的に考えられる力の向上を図っている。また、「総合的事例研究演習Ⅰ・Ⅱ」を通しての事例研究論文作成にあたっては、学生1人に対し事例研究指導者（事例研究論文作成の主査）と副査の2人の指導教員が、臨床心理学的研究の意義や手法、論文作成について指導を行っている。また、事例研究論文の構想発表会、最終発表会を開催し、全教員による助言や指導を行っている。【基準 2-3-1の(1)、解釈指針 2-3-1-1、2-3-1-2、2-3-1-3】

授業内容や成績評価の基準は、シラバスに記載して周知している。シラバス（大学院基礎データⅡ-3-(1)・(2)）には、「授業のねらい及び到達目標」「学修内容」「授業の内容レベル、関連科目」「授業外学修（予習・復習）」「授業外学修に必要な時間」「使用テキスト」「参考書、その他教材」「成績評価方法・基準」「課題や試験のフィードバック方法」「授業の形式・計画」の項目について記載している。シラバスは本学が導入している教育支援ポータルシステムである「帝京平成大学 UNIVERSAL PASSPORT」(UNIPA)に掲載しており、学生は学内外から何時でも閲覧できる体制が構築されている。【基準 2-3-1の(2)】

授業時間外の学修を充実させるため、シラバスの「授業の形式・計画」の項目に事前事後学修の範囲を明記し、課題、レポートを課して、授業の効果を十分に上げるよう工夫している。こうした授業時間外の学修を十分に行えるよう、学生の実習時間、自習時間を考慮して、一週間のうち木曜日と金曜日は、前期について少数の科目に絞って授業を行い、後期につい

て原則として授業を行わないかたちの余裕ある時間割（添付資料2-(2)）を組んでいる。また、本学が導入する授業支援システムである「manaba course 2」に授業資料を蓄積し授業外でも学べる環境を整えている。更に、本研究科大学院生が自習に利用できるスペースとして、大学院生室、図書室を設置し（大学院基礎データX-1-(1)）、教材・資料等を専用で利用できる環境を整えている。【基準2-3-1の(3)、解釈指針2-3-1-5】

学外実習では、1年次に履修する「臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ」の中でオリエンテーションを行い、実習先の概要や注意事項、実習の心構え、態度、関連法令の遵守、守秘義務の遵守などについて指導している。2年生についても、領域別の「臨床心理地域援助実習Ⅱ」の事前指導として、実習を開始するまでに、各実習先の概要や注意事項、関連法令や守秘義務について復習するとともに、自らの実習目標を明確にすることで、臨床心理士になるにふさわしい実習の心構えや態度になるよう指導を行っている。【解釈指針2-3-1-4の(1)】

学外実習開始後も、学生はそれぞれの領域の授業（「学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ」「医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ」「地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ」）で実習の状況を報告し、教員の指導を受ける。また、実習演習担当教員が実習指導者と適宜連絡を取り合うことで、その情報に基づいたきめ細やかな学生の個別指導を可能にしている。外部実習の成績評価及び単位認定については、実習指導者による評価（実習態度などについての7項目と総合コメント。大学院基礎データⅢ-12-(2)）と、実習報告会での発表内容等を併せ、本研究科教員全員で評価している。【解釈指針2-3-1-4の(2)】

なお、学生ごとの学外実習先の選定にあたっては、実習先の希望を学生から聴取し尊重するとともに、本研究科で学生の居住地と実習先機関との距離を考慮し調整を図っている。

【解釈指針2-3-1-4の(3)】

集中講義は、通常の授業と重ならない時期に設定しており、授業時間外の事前事後の学習を無理なく行うことができるように配慮している。【解釈指針2-3-1-6】

【項目2-4 履修科目登録単位数の上限】

基準2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として38単位が上限とされていること（レベル1）。

<基準2-4-1に係る状況>

帝京平成大学大学院研究科規則（大学院基礎データⅡ-6-(2)）第7条第3項において、本研究科学生が1年間に履修できる単位数の上限を原則38単位と定めており、これを厳格に適用している。本研究科設置以降現時点までで、履修単位上限の緩和を希望した学生はなく、従って上限の緩和を行った実績はない。【基準2-4-1】

第2章 教育課程 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

理論的基礎教育から実務的応用教育までを相互関連的に学べるカリキュラムを編成しており、全教員が臨床指導と研究指導を担い、実践と教育研究を有機的につなぐ指導を行っている。その際、少人数による双方向、多方向の密度の高い授業を行い、発表や討議を取り入れることで主体的な問題解決の姿勢を育成するとともに、個々の学生に応じたきめ細かい指導を行っている。

<改善を要する点>

現在、学外のゲストスピーカーが参加する授業を行っているが、まだ実施数が少ない状況にある。理論的教育と実務的教育をより緊密に連携させる観点からも、更なる外部有識者・実務者の授業への参画を進める。

第3章 臨床心理実習

【項目3-1 学内実習施設】

基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

<基準3-1-1に係る状況>

帝京平成大学（以下「本学」という）は、附属の実習施設として、東京都豊島区東池袋に「帝京平成大学臨床心理センター」（以下「臨床心理センター」という。大学院基礎データⅢ-1-(1)）を設置している。

臨床心理センターは、本学池袋キャンパスのMiNoRi ラボ2階に設置されている。臨床心理センター内に個別面接室6室を有する。個別面接室は、表3-1-1-1に示すとおり家族面接等の集団面接を行うことも可能な十分な広さを備えた個室となっており、話し声が外に漏れない構造となっている。個別面接室の様子は図3-1-1-1及び図3-1-1-2に示すとおり、面談を行うのに適当な落ち着いた内装・調度となっている。【解釈指針3-1-1-1】

表3-1-1-1 個別面接室の広さ

個別面接室1	19.1 m ²	個別面接室2	16.8 m ²	個別面接室3	21.4 m ²
個別面接室4	16.8 m ²	個別面接室5	21.3 m ²	個別面接室6	28.4 m ²



図3-1-1-1 個別面接室1



図3-1-1-2 個別面接室3

また、上記と同じフロアに、プレイルーム（遊戯療法室）4室を設置している。プレイルームには遊具等を設置し（大学院基礎データⅢ-3-(1)）、表3-1-1-2に示すとおりクライアントが自由に活動できる十分な広さを確保している。室内については転倒した際も事故に至らないよう絨毯敷きにする、棚の転倒防止・時計の落下防止器具を取り付けるなどの安全対策を施している。【解釈指針3-1-1-2】

表 3-1-1-2 プレイルームの広さ

プレイルーム 1	56.9 m ²	プレイルーム 2	48.3 m ²
プレイルーム 3	40.5 m ²	プレイルーム 4	49.3 m ²

更に、同フロアに8人分の事務机と作業スペースのある独立した事務室を設置している。事務室内にはパソコン、プリンタ、コピー機、シュレッダー、電話機、FAX 機能付き電話機が設置され、円滑な事務作業が行える環境が構築されている。事務室には、臨床心理センター事務担当として非常勤職員2人が交代で常駐している。【解釈指針 3-1-1-3】

前記のほかに、同フロアに受付、記録室、10人分の座席のある待合室、記録保管庫、職員控室、倉庫を設置している。臨床心理センターにおいては、ドアやキャビネット、記録保管庫などの施錠を厳重に行い、個人情報管理を徹底している。【解釈指針 3-1-1-4】

臨床心理センターのある MiNoRi ラボは、1階防災センターに常駐している警備担当者が開館時間中常にモニターで人の出入りをチェックしており、建物自体に部外者が許可なく立入れない体制となっている。更に1階には臨床心理センター利用者のための独立した専用出入口を設けている。専用出入口は常時施錠されており、臨床心理センター事務室内からモニターで来訪者を確認した上で開錠を行っている。セキュリティを確保するとともにクライアントのプライバシーに配慮した造りとなっている。

MiNoRi ラボでの身体障がい者への対応として、臨床心理センターを含む館内各階は段差のないフラットな造りとしている。MiNoRi ラボ正面入口の段差のある個所についてはスロープを設置し、車いすでの利用に支障がない造りとしている。館内の縦の移動についてはエレベーターを2基設置しており、うち1基については車いす利用者用の操作ボタンを設け、操作盤には点字の表示を付している。また、3階には身体障がい者の利用に対応したバリアフリートイレ（非常呼出付）を設置している。これらの対応により、ハンディキャップを有する方が少しでも快適に施設を利用できるように努めている。【解釈指針 3-1-1-5】

臨床心理センター内での危機管理については、「臨床心理センター安全管理マニュアル」（以下「安全マニュアル」という。添付資料9-(1)）を整備し、本研究科及び臨床心理センター教員並びに大学院生へ配付し周知を図っている。MiNoRi ラボには2か所に階段があり、避難経路及び AED 設置場所については安全マニュアルに掲載し、大学院生及び臨床心理センター関係者へ周知している。面接中の不測の事態に備え、すべての面接室及びプレイルームに防犯ブザーを設置している。不測の事態が発生し防犯ブザーが押されると、各部屋の廊下側入口上部に設置されているランプが点灯し外部へ異常を知らせる。同時に、各部屋天井に設置されている埋め込みマイクとスピーカーを通じて臨床心理センター事務室との間で交信状態となり、状況を伝えたり応援を呼んだりすることができる。また、防犯ブザーによる通報は MiNoRi ラボ 1階にある防災センターへ自動的に伝わり、常駐している警備員が臨床心理センターへ駆けつける体制となっている。防犯ブザーの使用法等は安全マニュアルに掲載して関係者へ周知するとともに、毎年使用訓練を実施して有事の際に備えている。

【解釈指針 3-1-1-6】

【項目 3-2 学内臨床心理実習】

基準 3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

＜基準 3-2-1に係る状況＞

臨床心理センターには、臨床心理センター所属の教員3人のほかに、本研究科の専任教員10人が相談員として勤務している。そして、臨床心理センター教員、本研究科専任教員10人と助手1人が1年生16人、2年生17人（令和7（2025）年5月1日現在）の実習指導及びスーパーヴィジョンに当たる。更に、本研究科修了生のうち臨床心理センターでの研鑽を希望する者1人が、特別研修員として臨床活動に加わっている。この他に、専任の事務職員を配置しており、センター教員が臨床活動や学生の指導に、より注力できる体制となっている。

それぞれの学生が「学内実習ファイル」に、受付実習、受付実習の活動内容の振返りを記録・保存し、それを教員が指導、評価の資料としている。ケース実習、スーパーヴィジョンの実施時間については、それぞれの学生が「実習時間ファイル（エクセルファイル）」に記録し、それも教員が指導、評価の資料としている。

受付実習の内容については、「臨床心理センター実習オリエンテーション資料」（添付資料9-(2)）に明示され、各年度4月初めに実施する新入生オリエンテーション及び上級生ガイダンスの際に共有している。学生は「学内実習ファイル」に示された「受付実習の到達目標」（大学院基礎データⅢ-6-(2)）を確認して、受付実習を実施する。また、その到達目標に基づき、臨床心理センター教員が指導を行い、「センター受付業務評価表」（大学院基礎データⅢ-6-(3)）に各学生の評価を記載している。

ケース実習の到達目標、評価項目、評価基準については、1年次「臨床心理面接実習Ⅱ」と2年次「臨床心理面接実習Ⅲ」のシラバス及び学内実習の詳細を記した「学内実習（センター実習）について」（大学院基礎データⅢ-6-(4)）において、「面接は、小児、成人、新規ケースなどは必ず経験するように」「陪席4ケース以上」「面接4ケース以上、計45時間以上」「心理査定2ケース以上」等が明示されている。それに基づき、ケースを担当する各スーパーバイザーが評価を行い、それらの評価を集計して授業の成績としている。

また、ケース実習の実施状況については、毎回、スーパーヴィジョンが行われ、スーパーヴィジョンの実施状況については、「帝京平成大学臨床心理センター【日報】」（大学院基礎データⅢ-6-(5)）に記入させ、確認している。

それぞれのケース実習の進捗状況は、学生がパソコンでファイルに入力し、毎月のインタークカンファレンス、研究科会議で共有され、アドバイザーから実習の進め方についての指導が行われている。更に、夏休みと春休みには、臨床心理センター教員と学生が参加する、拡大版のスタッフ会議が開催され、それぞれのケースの進捗状況・転帰・今後の支援方針についての報告・検討・指導を行っている。【解釈指針 3-2-1-1】

倫理遵守については、「臨床心理センター実習オリエンテーション資料」（添付資料9-(2)）

に基づき、守秘義務、個人情報・面接記録の取扱い等について、新入生オリエンテーション・上級生ガイダンス、授業、ケースカンファレンスの中で繰返し指導を行っている。また、1年次の必修科目である「臨床心理学原論Ⅰ」において、クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取扱い、ハラスメント予防等について、具体的な事例や場面を想定した教育がなされている。【**解釈指針 3-2-1-2**】

それぞれの学生に、クライアントの発達段階や問題が偏らず、バランスよくケース担当の機会を与えるために、センター長、副センター長、センター主任、研究科教員2人で構成される本研究科独自の委員会であるインテーク調整委員会で担当者を決めている。

学生が単独で担当できるケースを増やし担当時間を確保するため、医療・相談機関等との連携を充実させている。特に子どものケースを増やすため、帝京大学医学部附属病院小児科との連携に努め、子どものケースの申込みは増加した。

学生にケースを担当させる際は、有資格者である教員によるインテーク及び数回のアセスメント面接に陪席させた上で、十分な個別指導のもと学生へ引継ぐことを基本方針としている。【**解釈指針 3-2-1-3**】

ケースカンファレンスは、すべての学生及び教員が出席して毎週実施している。令和6(2024)年度前期は学生の参加者が34人であったが、後期は2又は3グループに分けてケースカンファレンスを行ったので、1グループ12~17人の学生が参加して実施した。【**解釈指針 3-2-1-4**】

学生が担当するすべてのケースについて、本研究科専任教員・臨床心理センター教員の中からスーパーバイザーが付き、面接ごとに毎回個別のスーパーヴィジョンを行って、責任を持った指導を実施している。スーパーヴィジョンのあり方についても、FD活動の中で、様々な専門領域を持つ教員間での認識のすり合わせを行い、本研究科としてのスーパーヴィジョンの基本方針を共有できるよう調整を行っている。教員がスーパーバイザーを兼ねることは多重関係になる恐れもあることから、事例研究指導者、スーパーバイザー、アドバイザーの役割分担を明確にするとともに、なるべく複数の教員からスーパーヴィジョンを受けるよう指導し、多重関係のリスクの軽減を図ることとした。【**解釈指針 3-2-1-5**】

学生のケース担当については、令和6(2024)年度2年生18人の平均担当ケースが単独面接のみで3.5ケースであった。平均面接担当回数は49.0回であった(大学院基礎データⅢ-7-(1))。本基準及び解釈指針で目安とされている1学生当たり3ケース以上の担当を達成することができており、今後も現状を維持できるよう努めていく。【**解釈指針 3-2-1-6**】

【項目 3-3 学外実習施設】

基準 3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域(医療・保健、教育、福祉)すべてが含まれていること(レベル1)。

＜基準 3-3-1 に係る状況＞

令和7(2025)年度において、本研究科との間で実習委託契約を行っている学外施設・機関は大学院基礎データⅢ-11-(1)に示すとおりとなっている。実習先は心理臨床の三大領域すべてを網羅したものとなっている。各学外実習施設とは、実習時間、実習期間、実習内容について、書面で取り交わし、確認している。

本研究科では、学生は3領域(学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域)のいずれか1領域を主領域として専攻し、原則として1年次の臨床心理地域援助系実習で主領域以外の2領域(以下「副領域」という)について、2年次の臨床心理地域援助系実習で主領域について履修することとしている(大学院基礎データⅢ-12-(1))。従って、学生は在学期間中に心理臨床三大領域すべてについて学外実習を行うこととなる。学外実習では主領域の学外施設で8か月、副領域の学外施設で2か月ずつの実習を行っている。【**解釈指針 3-3-1-1、3-3-1-2、3-3-1-3**】

また、学外実習施設に臨床心理士が勤務している。【**解釈指針 3-3-1-4**】

【項目 3-4 学外臨床心理実習】

基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること(レベル1)。

＜基準 3-4-1 に係る状況＞

実習を受ける大学院生は、実習時間について「臨床心理地域援助実習 実習時間表」(大学院基礎データⅢ-10-(1)～(3))で管理している。実習先には「臨床心理地域援助実習評価ノート【学外実習担当者版】」(大学院基礎データⅢ-12-(2))を提示し、その中で、実習担当者から一定の評価軸に基づいた5段階での評価とコメントを求める仕組みを導入している。

【**解釈指針 3-4-1-1**】

倫理遵守については、「臨床心理地域援助演習 実習の手引き」(大学院基礎データⅢ-12-(1))に基づき、守秘義務、個人情報・面接記録の取扱い等について、科目内で行うガイダンス、授業中、ケースカンファレンスの中で繰り返し指導を行っている。また、1年次の必修科目である「臨床心理学原論Ⅰ」では、守秘義務やインフォームド・コンセント等の職業倫理について、具体的な場面や事例を想定した教育がなされている。併せて週1回の領域別の授業「臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ」の中でも指導がなされている。【**解釈指針 3-4-1-2**】

学外実習の実施に当たっては、実習開始前の1か月以上にわたり、週1回の授業で、教員による全学生への事前指導を行う。実習中は、大学教員との連携及び定期的な巡回を行い、実習先の臨床心理士等と共に指導を行う。また、学校・教育領域、医療・福祉領域、地域保健・産業領域において、毎週外部実習報告会を開き、それぞれの領域の実習演習担当教員が、実践的な指導を行う。更に、長期間の実習を行っている2年生については、年度末に実習先

指導者の評価と併せて、最終の実習報告会での発表をもとに評価を行う。【解釈指針3-4-1-3】

第3章 臨床心理実習 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

学内実習では、充実した施設・教員を擁し、学生にきめ細かく指導を行っている。また、学外実習では、心理臨床の三大領域にわたって実習が行われ、明確な評価基準に従って、実習先指導者との連携のもとに指導・評価が行われている。

<改善を要する点>

該当なし

第4章 学生の支援体制

【項目4-1 学習支援】

基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

＜基準4-1-1に係る状況＞

毎年度の4月初旬に、入学生に対しては新入生オリエンテーションを、在校生に対しては上級生ガイダンスを実施し、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）の目的や養成しようとしている臨床心理士像について説明したうえで、時間割や科目の内容について説明し、履修指導を行う。【解釈指針4-1-1-1、4-1-1-2】

本研究科は、本研究科専任教員が学生一人ひとりを受け持つ「アドバイザー制」を導入し、学生からの学修相談へ対応している。アドバイザーは、担当学生との間で日常的な面談の実施に努め、担当学生が受けてきた教育内容や社会人経験等の様々な背景を踏まえて個別の相談・指導を行っている。面談を行う中で、学生が臨床心理実習などにおいて遭遇する様々な困難やストレスフルな状況、あるいは倫理上の諸問題に対しても、アドバイザーが積極的に相談にのり、指導・助言を行っている。（大学院基礎データIV-5-(1)）

学生に対するアドバイザーの受け持ちは入学時に決定し、在学中は原則として同一の教員が担当する（大学院基礎データIV-5-(2)）。従来、アドバイザーが事例研究指導者になることが多かったが、平成27(2015)年度から事例研究指導者とアドバイザーを明確に分け、事例研究指導者は学生が2学年に進級する際に、教員の専門性や事例研究論文のテーマ、学生の希望等を考慮して決定している。【解釈指針4-1-1-3】

基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

＜基準4-1-2に係る状況＞

前述のアドバイザー制により、教員と学生が十分なコミュニケーションを図り、1対1で学修相談、指導・助言を行っている。

また、学生は担当アドバイザー以外の教員にも気軽に相談・指導を受けることができる。各教員は週2回のオフィスアワーを設け、その時間帯や場所を帝京平成大学（以下「本学」という）が導入する教育支援ポータルシステム「帝京平成大学 UNIVERSAL PASSPORT」(UNIPA)へ掲載・配信するとともに各専任教員研究室前へ掲示をして学生へ周知している。教員への面談希望は、研究室などで教員に直接申し入れるほか、教員へ電子メールで申し入れること

もできる（大学院基礎データⅣ-5-(3)）。【解釈指針4-1-2-1】

教員との面談は、学修に関する通常の相談であれば、教員研究室がある池袋キャンパス MiNoRi ラボ5階・7階の各フロアに2室ずつ面談用の専用スペースとして設けられた学生面談室で行う。当該学生面談室が使用できない場合や、相談内容保護の観点から当該学生面談室の利用が適当でない場合には、MiNoRi セントラル8階にある学生面談室を利用するか、又は MiNoRi ラボ3階の304～307 教室を授業等での使用がない時間帯を利用して面談を行っている。【解釈指針4-1-2-2】

基準4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

<基準4-1-3に係る状況>

本研究科では、帝京平成大学臨床心理センター所属の教員3人が、本研究科所属の教員と緊密に連携しつつ、学内の臨床実習の現地指導（スーパーヴィジョン等）をはじめとする、様々な学修支援を行い、授業や成績評価を行う教員とは違った立場で、学生の相談に対応している。

また、本学では「帝京平成大学ティーチング・アシスタント規程」（大学院基礎データⅣ-4-(1)）を定め、優秀な大学院生が教育指導の現場に携われるようにする制度を設けているが、本研究科大学院生に対する教育の補助業務を行うティーチング・アシスタントについては、令和7(2025)年度を含めて過去に採用した実績がない。【解釈指針4-1-3-1】

基準4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル1）。

<基準4-1-4に係る状況>

社会人を経験してから本研究科へ入学する学生はいるが（大学院基礎データⅦ-2-(2)）、入学者選抜においては社会人経験者も非社会人経験者も同一の筆記試験を課しており、この段階で本研究科での学修のために必要な基礎学力を有しているか否かを確認している。合格者について修学に支障となるような大きな基礎学力の差異が生じないように入学者選抜を行っている。

それでも、入学後にアドバイザー制等による個別指導・支援を通じて学生の基礎学力の不足を把握した場合は、当該学生の基礎学力を補うためにアドバイザーが個別の指導を行う。具体的には履修指導・相談や図書の推薦などを行うほか、学部の心理学関連授業の履修や一般社団法人日本心理学諸学会連合認定「心理学検定」受験（とそのための学修）を推奨している（大学院基礎データⅡ-8-(1)）。【解釈指針4-1-4-1】

【項目 4-2 生活支援等】

基準 4-2-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

＜基準 4-2-1に係る状況＞

独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種貸与奨学金、授業料後払い制度のほか、あしなが育英会、交通遺児育英会など、学外の多様な奨学金制度が利用できる。帝京平成大学（以下「本学」という）事務局池袋キャンパス教務グループ学生支援チーム（以下「学生支援チーム」という）が担当して、本学ホームページ及びUNIPAにて各種奨学金制度の募集案内を行っている。

令和6（2024）年度における学外奨学金制度の利用実績としては、本研究科学生の中に日本学生支援機構の貸与奨学金採用者が6人おり、貸与を受けている（大学院基礎データIV-1-(1)）。

また、本研究科は、厚生労働省が管轄する「専門実践教育訓練給付金」制度において「専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」としての指定を受けている。一定の要件を満たす社会人並びに社会人経験者については、本研究科修了後に最大で128万円の給付を受けることができ、社会人あるいは社会人経験者から本研究科へ入学する者に大きな経済的支援となっている。令和7（2025）年度には、8人の対象学生が在学している。

学内における経済的支援策としては、入学者で在学年が通常2年のところ3年をかけて修了したいと希望する学生（長期履修学生）については、授業料2年分を3年で支払うことを認めている。

また、入学者のうち本学の出身者でかつ入学者選抜の際の成績が優秀であった者を対象として、在学期間の2年間にわたり授業料の減免を行う制度を設けて実施している（大学院基礎データIV-2-(1)・(2)）。【解釈指針4-2-1-1】

学生の健康管理については、本学池袋キャンパスMiNoRi センtral 1階に保健室を設け学校医と看護師を配置している。保健室では、軽度の怪我や急病などに対応しているほか、定期健康診断・健康相談等を通じて学生の病気の予防・早期発見に努め、必要に応じて学校医の指導のもと、学生が健康な生活を送れるように看護師が随時指導・助言を行っている。また、池袋キャンパス内に帝京池袋接骨院、帝京池袋鍼灸院、帝京サンシャイン前接骨院が設けられており、打撲等外傷の治療や鍼灸治療が受けられる。

健康相談については、保健室を窓口として学生へ周知している。学生は直接保健室を訪れて看護師へ相談することができ、第三者を交えずに相談者のプライバシーを守りながら相談ができるよう配慮している。相談の内容が心的支援の必要性を含むケースである場合、保健室を通じて学生相談室の利用を案内している。保健室が直接学生相談室の予約を行っている。学生相談室では公認心理師、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが相談に当たっている。相談の結果、医療機関の受診が必要と学生相談室あるいは学校医が判断した場合には、医療機関を案内している（大学院基礎データIV-7-(1)・(2)）。

学校生活などの相談には学生支援チーム又は保健室が窓口となって対応している。相談内容により教員とも連携して面談を行い、必要に応じて父母等へ連絡し、父母等を交えて面談するなど対応している（大学院基礎データⅣ-7-(1)）。

本研究科においては、教員がアドバイザーとして学生一人ひとりを受け持ち、履修、学修、実習に留まらず生活面の相談も行うなど、きめ細かい支援を行っている。同時に、附属の臨床心理センター教員は、授業や成績評価を行う教員とは異なる立場から、学修の支援や生活の相談に対応しており、学生に対する手厚い相談・支援体制をとっている。

大学内で起きる各種のハラスメントに対応するため、「帝京平成大学ハラスメント等防止規程」（大学院基礎データⅣ-6-(1)）を定め、ハラスメントの防止とハラスメント事案が起きた場合の速やかな対応に努めている。ハラスメントに係る相談の対応者として相談員を定め、掲示をもって学内に周知を図っている。相談員については、構成の男女比などにも配慮し、年度ごとに見直しを行っている。また、相談員不在時の対応やより身近で相談しやすい体制とするため、相談窓口を設けている。学生については学生支援チームを相談窓口と定めており、「2025 Student Pocket Diary 帝京平成大学大学院 学生便覧 臨床心理学研究科」に記載し周知を図っている。

こうした大学全体での取り組みに加え、平成 27(2015)年度から、本研究科としてもハラスメント防止対策に取り組み、ハラスメント防止責任者を任命し、男性と女性の教員それぞれ1人をハラスメント相談員として配置している。このことは新入生オリエンテーション、上級生ガイダンスでの説明並びに掲示を行い学生への周知を図っている。【解釈指針 4-2-1-2】

【項目 4-3 障害のある学生に対する支援】

基準 4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル2）。

<基準 4-3-1に係る状況>

入学者選抜要項の「臨床心理学研究科 入学者選抜概要」の項の中で、志願者に対し、身体の機能に障がいがあり、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち（出願締切日の1週間前までに）事務局入試チームまで連絡するよう広報している（大学院基礎データⅣ-8-(1)）。申し出があった場合は、入試チームが中心となり、受験生が有する個別の障がいに応じた支援を行い、受験の機会を確保できるよう努めている。【解釈指針 4-3-1-1】

本研究科が使用する教室、大学院生室、図書室、教員研究室、実習施設（臨床心理センター）が置かれている MiNoRi ラボの各階は、段差のないフラットな造りとなっている。正面入口の段差のある個所についてはスロープを設置し、車いすでの利用に支障がないよう配慮している。また手すりを設置しており、転倒の防止だけでなく、歩行の補助としても利用

できるよう整備している。館内の縦の移動についてはエレベーターが2基設置されており、うち1基については車いす利用者用の操作ボタンが設けられ、操作盤には点字の表示が付されている。本研究科の教室がある3階には障がい者の利用に対応したバリアフリートイレを設置しており、本研究科専用の図書室、大学院生室及び各教室には調光が可能なLED照明が完備されている。身体に障がいを持つ学生が入学した場合も、施設面での対応が整えられている。【解釈指針4-3-1-2】

本学では、入学後に障がいのある学生が学修に専念できる環境を提供するため、学生支援チーム又は保健室が窓口となり、所属学科教員と学生支援チーム・事務局池袋キャンパス教務グループ教務チーム（以下「教務チーム」）職員が個別面談を行っている。学生の実情と希望を聴取し、これに応じた支援を可能な限り目指している（大学院基礎データIV-8-(2)）。

本研究科では、過去に2例、身体に障がいのある学生を受入れた実績がある。平成27(2015)年度に視覚障がい者1人を学生として受け入れている。学外実習はアドバイザーが実習先の心理職と連携して支援を行うとともに、本研究科の学生にも周知して協力体制を取った。また、外部の心理士に本人のカウンセリングも依頼して連携した。こうした修学上の配慮を行い、修了に問題はなかった。また、令和2(2020)年度には車いすを使用する学生1人を受け入れており、学外実習においても車いすが問題なく利用できるための必要な配慮をして、こちらも問題なく修了している。【解釈指針4-3-1-3】

【項目4-4 職業支援（キャリア支援）】

基準4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

<基準4-4-1に係る状況>

修了生の就職状況は、9ページの表1-1-3-3及び大学院基礎データI-2-(1)に示すとおりである。

本研究科では、研究科内に置くキャリア委員の教員2人が中心となり研究科全体としてのキャリア支援を主導する。当該担当教員は本研究科に寄せられる求人情報の取りまとめを行うとともに、在学生に対して求人情報を大学院生室に掲示したり、メーリングリストにより学生へ情報を提供したりといった活動を行っている（大学院基礎データIV-9-(1)・(2)）。個々の学生に対してはアドバイザーが相談・助言を行って、学生の就職活動を支援している。

大学では、就職の相談・支援の窓口として就職支援室を設け、就職活動のアドバイスや情報提供、本学の就職支援サイト「帝京平成大学キャリアナビ」の利用案内を行い、学生が主体的に進路を選択できるように支援している。また、本学では、冊子「就職ガイドブック」（添付資料7-(2)）を毎年度作成し、就職活動の流れや応募書類の書き方、自己分析や面接

対策の方法等、就職活動に関する知識、情報を網羅して紹介している。【解釈指針4-4-1-1】

修了生に対しては、本研究科OB・OGにより構成されている「東池会」(大学院基礎データIV-9-(3))を設け、就職状況や就職先についての情報収集・交換を行い、就職活動を支援している。また、アドバイザーが大学院修了後も担当学生と連絡をとり、継続して支援をするように努めている。また、本研究科内に「交流会委員会」を設けて担当教員3人を配置し、修了生と現役生との相互学習の機会の創出や修了生ネットワークの維持・拡充に当たっている。【解釈指針4-4-1-2、4-4-1-3】

第4章 学生の支援体制 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

個々の学生に1人の教員がアドバイザーとして付くアドバイザー制を敷いて、学修や履修の指導だけでなく、生活の相談にも対応するなどきめ細かな指導・援助がなされている。

<改善を要する点>

該当なし。

第5章 成績評価及び修了認定

【項目5-1 成績評価】

基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<基準5-1-1に係る状況>

基準5-1-1の(1)については、帝京平成大学（以下「本学」という）大学院学則（大学院基礎データV-2-(2)）第26条に成績評価のランク分けとその設定方針を定めている。成績評価のランク分けはA、B、C、Fの4段階を設定しており、評価ランクAは評点が100～80点の場合、Bは79～70点の場合、Cは69～60点の場合、Fは59点以下の場合と定めている。成績評価ランクがA、B、Cの学生を合格とし、Fの学生を不合格としている。なお、出席日数不足の学生は無資格としている。成績評価のランク分けとその設定方針を定めた本学大学院学則については、本学ホームページへ掲載して公表している他、「2025 Student Pocket Diary 帝京平成大学大学院 学生便覧 臨床心理学研究科」（以下「学生便覧」という）に記載し、学生へ配付して周知を図っている。また、個別の科目の成績評価の際の考慮要件とその考慮割合については、シラバスの中に「成績評価方法・基準」の項目で明記し、学生へ周知している。【基準5-1-1の(1)、解釈指針5-1-1-1】

(2)については、本学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）専任教員と臨床心理センター教員による成績判定会議を実施し、各学生の成績評価を審議している。審議の際、各科目の成績ランク別の人数や割合も確認することで、多人数の視点と全体的な視点を取り入れることにより評価の公正さ、厳正さを保つよう務めている。こうした評価プロセスを踏まえて、成績評価について説明を希望する学生に対しては、それぞれの科目を担当する教員が対応に当たり説明の機会を設けている。【基準5-1-1の(2)、解釈指針5-1-1-2】

(3)については、学生個別の成績評価は本学が導入する教育支援ポータルシステム「帝京平成大学 UNIVERSAL PASSPORT」(UNIPA)を通じて学生へ通知される。これに合わせて、半期ごとに、各科目の成績分布に関するデータをファイルに綴じて大学院生室に設置するかたちで本研究科学生へ公開しており、学生がいつでも閲覧できるようにしている。【基準5-1-1の(3)、解釈指針5-1-1-3】

(4)については、期末試験の実施方法や時間割を事前にUNIPAに掲示して学生へ周知している。本学は、本研究科を含む本学大学院では合格点に達しなかった場合の試験（いわゆる再試験）を原則として行わないこととしている。このことは帝京平成大学大学院研究科規則（大学院基礎データV-2-(3)）第11条第2項に定めており、本学ホームページへ掲載して学生並びに教職員へ周知している。期末試験をやむを得ない事情により受験できなかった学生には、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）が教育上必要と認めた場合に追試験を行っている。このことは帝京平成大学大学院研究科規則（大学院基礎データV-2-(3)）第11条第1項に定めており、同様に周知されている。追試験は、期末試験と同様の評価基準により成績を評価している。【基準5-1-1の(4)、解釈指針5-1-1-4】

基準5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

<基準5-1-2に係る状況>

本研究科においては、教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前の大学院において履修した単位について総計20単位を超えない範囲で修了要件である履修単位数に算入できる。また、本研究科入学後に他の大学院において履修した単位も同様としている。この措置を行うにあたり他大学院・専門職大学院の授与単位と本研究科が認定する単位との一体性を保証するため、修了要件に算入できる単位の授与元の大学院については、「公益財団法人臨床心理士資格認定協会」（以下「協会」という）認定の第一種あるいは第二種指定大学院及び専門職大学院に限定することを定めている。

このことは、大学院学則第25条第2項に定めて明文化しており、学生便覧に掲載して学生へ周知している。【基準5-1-2】

【項目5-2 修了認定】

基準5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院にお

いて履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 20 単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したもののみならずこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目	16 単位
イ 臨床心理展開科目	18 単位
ウ 臨床心理応用・隣接科目	10 単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

<基準 5-2-1 に係る状況>

本研究科の修了要件として、表 5-2-1-1 に示す 3 点を掲げている。このことは、大学院学則第 27 条第 3 項に定めている。

表 5-2-1-1 臨床心理学研究科の修了要件

- 本研究科課程に 2 年以上在学すること（ただし、4 年を超えることはできない）。
- 50 単位以上を修得すること
- 必要な研究指導を受けること

本研究科学生が、本研究科入学前あるいは入学後に他の大学院で修得した単位の修了要件である単位への算入については、<基準 5-1-2 に係る状況>に記載したとおり定め、運用している。ただし、本研究科開設から令和 6 (2024) 年度までの間、これらの定めに基づき修了単位への算入を行った事例はない。【基準 5-2-1 の(1)】

修了に必要な最少修得単位数である 50 単位の内訳は、臨床心理学基本科目 18 単位、臨床心理展開科目 18 単位、臨床心理応用・隣接科目 12 単位、総合科目 2 単位となっている。このことは大学院学則の別表第 1 として定めている。大学院学則は大学ホームページへ掲載し公表している。また、UNIPA 上に「大学院研究科別カリキュラム表」として掲載し周知を図っている（大学院基礎データ V-2-(4)）。【基準 5-2-1 の(2)】

修了判定は研究科委員会が合議により行い、その結果を帝京平成大学大学院委員会へ上程する。大学院委員会での審議結果に基づき、学長が最終的に決定する。【基準 5-2-1 の(3)】

第 5 章 成績評価及び修了認定 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

該当なし。

<改善を要する点>

該当なし。

第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

【項目6-1 教育内容及び方法の改善措置】

基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

<基準6-1-1に係る状況>

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）におけるファカルティ・ディベロップメント(FD)活動については、帝京平成大学（以下「本学」という）の全学的組織であるFD委員会（大学院基礎データVI-1-(1)）の委員として委嘱された本研究科専任教員が本研究科内でのFD担当を兼務し、当該教員を含む2人の教員が中心となってFD活動の企画・立案を行い、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科会議（以下「研究科会議」という）へ上程する。研究科会議においてFDに関する事項を審議し、活動方針や内容等が決定される。その決定に従い、本研究科教員並びに帝京平成大学臨床心理センター（以下「臨床心理センター」という）教員全員が参加してFD活動が実施される。具体的な活動として以下の取組みを行っている。

1. 授業評価アンケートの実施とその活用

学生による授業評価アンケートについては、本研究科開設年度である平成23(2011)年度から継続的に実施している（大学院基礎データVI-1-(2)）。当初は一部の授業を抽出して行っていたが、平成29(2017)年度から原則として本研究科のすべての各授業科目を対象として実施するよう変更し、現在に至っている。授業評価アンケートの詳細については、<基準6-1-3に係る状況>において記述する。

2. 公開研究授業の実施と授業改善の取組み

FD委員会が主導し全学で実施する公開研究授業の枠組みに沿って、本研究科においても、前期、後期それぞれにおいて、公開研究授業と合評会（「参観アンケート」の実施と結果の公開）に参加している。

令和6(2024)年度は、全教員が前期あるいは後期のどちらかで、一部の実習科目や事例研究指導等の科目を除いた1科目以上について公開を行った。前期は、令和6(2024)年6月17日～7月12日の期間中に授業が本学の全教職員へ公開され、授業を参観した教職員から寄せられた意見・指摘等が「参観アンケート」として同年8月に公開された（大学院基礎データVI-1-(3)）。後期は、令和6(2024)年10月28日～11月22日の期間で授業が公開され、アンケート結果が令和7(2025)年1月に公開された（大学院基礎データVI-1-(4)）。

3. 学修アンケートによる教育の質向上の取組み

令和元(2019)年度から、本研究科の大学院生を対象に1年間の学修アンケート（学修行動と学修成果に関するアンケート調査）を毎年実施している（大学院基礎データI-2-(2)）。その結果は、後述する本研究科のFD研修会で報告され、全教員間で共有されるとと

もに、今後のカリキュラム、指導のあり方、教育環境の整備等のための基礎資料として用いられている。

4. 就職先アンケートによる教育成果の把握と検証

令和元(2019)年度から、修了生が就職した機関・企業等を対象として本研究科修了生に対する評価についてのアンケート調査を5年ごとに実施している(大学院基礎データI-2-(3))。本研究科目的の達成の程度を把握するために、学外者による修了生の評価を指標として用いている。

5. ティーチング・ポートフォリオの作成

令和2(2020)年度より、全学で実施されているティーチング・ポートフォリオ作成の枠組みに沿って、教員各人が、年度ごとの教育活動についての取り組みとその成果、及び、自己評価と今後の目標・改善への取り組みについて、エビデンスに基づいて毎年記録している。それらをもとに自らの教育活動について省察し、今後の教育改善に結びつけるとともに、ファイルにまとめたものをメディアライブラリーセンターへ配架して学内へ公開し、学生や教職員からの評価を得ている。

6. 専門職大学院臨床心理学研究科 FD 研修会

年1回、1～2日間にわたり本研究科におけるFD研修会を実施している。この中で教育活動に関する情報を共有し、講義、演習、実習のあり方について議論することにより、教員相互の理解を深めるとともに、教育の質の向上に努めている。

令和6(2024)年度の第15回FD研修会は表6-1-1-1に示すとおり実施した(大学院基礎データVI-1-(5))。

表6-1-1-1 臨床心理学研究科 第15回FD研修会〔令和6年度実施〕

<p>日 程：令和7年2月3日(9時00分～12時30分) 令和7年2月10日(13時00分～15時40分) 場 所：帝京平成大学 MiNoRi ラボ 304・305 教室 参加者：15人(臨床心理学研究科教員、臨床心理センター教員) 内 容：1. 研修会の進め方について 2. 学修アンケートの結果について 3. 臨床心理学基本科目、臨床心理展開科目、臨床心理学特別演習(計21科目)の授業紹介(各科目10分程度) (1) 授業内容(シラバス、教科書、試験などから抜粋して) (2) 工夫した点(資料、授業の運営方法など) (3) 今後の課題(授業評価アンケートを受けて) (4) 来年度の取り組み 4. 3の各科目の授業紹介を受けてディスカッション(各科目10分程度) 5. 研修会を振り返って(全体のまとめ)</p>	<p>※</p>
<p>※ 3と4は、科目ごとに授業紹介を10分程度行った後に、続けてディスカッションを10分程度で行うかたちで実施。</p>	

これらの活動のうち、教育の内容及び方法については、特に、授業評価アンケート、学修アンケート、FD研修会などを通じて改善を図った。

教育内容及び方法の改善策については、毎週開催されている研究科会議において議論し、共通理解を図るとともに、本研究科独自のFD研修会において、次年度の教育内容及び方法

を検討するなど、FD活動を組織的・継続的に実施している。【基準6-1-1】

基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

＜基準6-1-2に係る状況＞

専門や領域の異なる複数の教員が、演習・実習において共同で授業を担当する形式を採り、幅広い知識の獲得や、多様な視点からの柔軟な思考を促す努力がなされている。令和5(2023)年度において毎回複数の教員により行われた主な共同授業は表6-1-2-1のとおりである。

表6-1-2-1 令和6年度 複数の教員により行われた主な共同授業（実績）

① 臨床心理学原論Ⅰ・Ⅱ	⑦ 学校・教育臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ
② 臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ	⑧ 医療・福祉臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ
③ 臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ	⑨ 地域保健・産業臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ
④ 臨床心理面接演習Ⅰ・Ⅱ	⑩ 臨床心理学研究法
⑤ 臨床心理面接実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	⑪ 事例研究実習Ⅰ・Ⅱ
⑥ 臨床心理地域援助演習Ⅰ・Ⅱ	⑫ 臨床心理学特別演習

また、インテークカンファレンス、ケースカンファレンス、実習報告会、事例研究論文発表会において、実務家教員と研究者教員がともに参加し討論を行っている。実務家教員と研究者教員が共同で授業を行うことによって、学術研究的な視点と実務的な視点の双方からの質疑が行われるため、互いの考え方や知見を知る機会となっている。

更に、研究科会議において、各教員が業績（研究・研修会講師等）を報告する機会が設けられており、研究内容等を報告することで、各教員の知識の補完を行っている。

なお、本研究科の専任教員が附属の臨床心理センターで臨床活動を行っているほか、研究者教員であっても学外で臨床的な実務を行っており、実務に関する知識や考え方を身に付ける努力がなされている。【解釈指針6-1-2-1】

基準6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。

＜基準6-1-3に係る状況＞

本研究科における原則としてすべての授業科目について、前期・後期ごとに学生による授業評価アンケートを実施している。令和6(2024)年度前期は7月に、後期は12月から1月にかけて実施した。アンケート調査は、本学が全学的に導入している教育支援ポータルシステム「帝京平成大学 UNIVERSAL PASSPORT」(UNIPA)上で実施され、原則開講されているすべての授業について受講生から回答を得る。回答結果は本学事務局の教務グループ教務チー

ムが集計し、授業ごとの結果を各授業担当教員へ通知している。各教員はアンケート結果及び学生からの評価内容を踏まえて、改善策を検討しリフレクションシートとしてまとめている。リフレクションシートの提出は、アンケート調査同様 UNIPA 上で行われる。各授業担当教員から提出されたリフレクションシートはファイルにまとめられ、メディアライブラリーセンターへ配架される。配架後は当該授業の受講者を含む全学生・教職員が閲覧可能であり、教員と学生、あるいは教員相互での双方向・多方向にわたる授業改善のサイクルが形作られている（大学院基礎データVI-2-(1)～(3)）。

また、本研究科のすべての授業に関する授業評価アンケート結果が本学から研究科長に報告され、研究科全体の自己点検・評価及びFD活動方針の決定などに活用されている。【**解釈指針6-1-3-1**】

【項目6-2 教育課程の見直し等】

基準6-2-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき設置された教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること（レベル1）。

<基準6-2-1に係る状況>

本学では、専門職大学院設置基準第6条の2第1項の定めに基づき、令和元(2019)年度から「帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会」（以下「協議会」という。）を設置している（大学院基礎データVI-3-(1)）。協議会の詳細については、「帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会規程」に定めている。この中で協議会の任務を第3条のとおり定め、これは専門職大学院設置基準第6条の2第3項の定めと合致したものとなっている（大学院基礎データVI-3-(2)）。【**解釈指針6-2-1-1**】

表6-2-1-1 帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会規程 第3条

(任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成及び見直しに関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

協議会の構成員は大学院基礎データVI-3-(3)に示すとおりで、全体で5人により構成されている。内訳として専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号該当者が2人、同第2号該当者が1人、同第3号該当者が2人おり、設置基準に適合した配置となっている。また、5人のうち本学以外の所属の者が3人含まれており、半数を超えている。【**解釈指針6-2-1-2**】

令和6(2024)年度は、令和6(2024)年8月2日に協議会が開催され、本研究科が掲げる養

成する人材像、教育カリキュラム、修了生の進路と勤務の状況について本研究科の構成員と学外の構成員との間で審議が行われた(大学院基礎データVI-4-(1)・(2))。【基準6-2-1】

第6章 教育内容及び方法の改善措置 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

該当なし。

<改善を要する点>

該当なし。

第7章 入学者選抜等

【項目7-1 入学者受入】

基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

<基準7-1-1に係る状況>

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）は、帝京平成大学（以下「本学」という）の建学の精神、基本理念、本研究科の目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、6ページの表Ⅱ-2-3に示すアドミッション・ポリシーを定め、本学ホームページへの掲載、並びに本学刊行物である「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科 GUIDE BOOK」（以下「研究科ガイドブック」という）「帝京平成大学大学院 入学者選抜要項 専門職大学院」（以下「選抜要項」という）に記載して公表している。【基準7-1-1】

入学者受入れに関わる業務は、本研究科教員と本学事務局入試グループを中心とした事務職員が連携して組織的かつ計画的に行っており、明確な責任体制のもとで行われている。

入学者の決定については、入学試験の成績に基づいて本学大学院臨床心理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）で審議し合否案を作成する。合否案は教授会へ上程され審議される。教授会での審議結果に基づいて、学長が最終的な決定を行う。

入学者募集及び入学者選抜に関わる事項については、本研究科内に置く入学試験委員会並びに広報委員会の委員が主導して原案を作成する。原案は事務局入試グループの意見を聞いて見直しを行い、必要に応じて修正案を作成する。修正案は、本研究科専任教員並びに臨床心理センター教員全員により構成される本学大学院臨床心理学研究科会議（以下「研究科会議」という）へ上程され、審議された後、学長が最終的な決定を行う。【解釈指針7-1-1-1】

本学は、本学の建学の精神、基本理念、本研究科の目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、教育活動等に関する重要事項を、本学のホームページ、研究科ガイドブック（添付資料4-(1)）、選抜要項（添付資料3-(1)）、自己点検評価報告書（大学院基礎データⅨ-4-(1)）、教育活動等現況報告書（大学院基礎データⅨ-5-(3)）等に記載し、入学志願者へ向けて公表している。【解釈指針7-1-1-2】

基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

<基準7-1-2に係る状況>

入学者選抜として、筆記試験（小論文、英語、専門科目として心理学）と面接（小集団討論及び個別面接）を行う。面接のうち小集団討論では臨床心理に関するテーマを与えて集団

で討議させたり、個別面接では志望動機や研究目的などを確認する他、受験者がカウンセラーの立場を想定し面接官を相手に簡単な模擬面接を行うことで、受験者がアドミッション・ポリシーに掲げる4つの資質を有しているか確認している。面接（小集団討論及び個別面接）は受験者一人に対し原則30分の時間をかけて行い、慎重な評価を行うよう努めている。【基準7-1-2】

基準7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

<基準7-1-3に係る状況>

本研究科の入学選抜に係る出願資格は、表7-1-3-1に示すとおり定めており、アドミッション・ポリシーに定める要件を尊重し、特別な制約を設けず、本学以外の卒業生、心理学以外の課程を修了した者、社会経験を有する者など、多様な背景を持つ志願者から幅広く入学を受け入れている。

表7-1-3-1 臨床心理学研究科 出願資格（2025年度入学選抜要項から抜粋）

<p>2. 出願資格 次の各号のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学を卒業した者（2025年3月卒業見込みの者を含む）。 (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者または2025年3月までに授与される見込みの者。 (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者または2025年3月までに修了見込みの者。 (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者または2025年3月までに修了見込みの者。 (5) 我が国において、外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2025年3月修了見込みの者。 (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準に該当する者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2025年3月末までに修了見込みの者。 (7) 文部科学大臣の指定した者。 (8) 2025年4月1日現在で満22歳以上であり、本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。 <p>※注 (8)に該当する方は、出願資格について確認させていただきますので、出願に先立ち入試課まで連絡をお願いします。</p>
--

入学選抜に関する情報は、選抜要項への掲載・配付や本学ホームページへの掲載により対外的に公表し、出願資格を有するすべての者に対して、入学選抜を受ける公正な機会を等しく確保している（大学院基礎データVII-1-(1)・(2)）。

合否は、筆記試験及び面接の点数に基づき客観的に判定しており、自校出身者に対する選考上の優遇措置は設けていない。入学者に占める自校出身者の割合は、以下の表7-1-3-2のとおりとなっており、恒常的な自校出身者への偏重は見られず、他校出身者にも等しく

門戸が開かれている。【解釈指針7-1-3-1】

表7-1-3-2 自校出身者比率の推移【過去5年度】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学者数(人)	16	16	16	16	16
自校出身者数(人)	4	2	6	3	4
自校出身者比率(%)	25.0	12.5	37.5	18.8	25.0

基準7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること(レベル1)。

<基準7-1-4に係る状況>

入学者選抜は、筆記試験と面接により行っている(大学院基礎データVII-3-(1))。

筆記試験では、小論文、英語、専門科目としての心理学の3科目について試験を行っている。専門科目の筆記試験により臨床心理分野に係る高度職業人となるための学修を受けるに必要な心理学に関する基礎知識の有無を確認するとともに、小論文や英語の筆記試験により判断力、思考力、分析力、表現力を確認している。筆記試験の採点は、受験番号と氏名を隠した状態で行い、公平性の担保に留意している(大学院基礎データVII-3-(2))。

面接では、小集団討論と個別面接を実施し、それぞれについて複数(2~3人)の本研究科教員が評価者を務める。評価の決定は面接を担当した複数教員の合議により行っており、アドミッション・ポリシーに合う資質を有しているかどうかについて客観性を担保しつつ評価を行っている。また、審査基準については令和4(2022)年度より明文化して教員間での共有を行い、評価に偏りがないようにして行っている。【解釈指針7-1-4-1、7-1-4-2】

基準7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること(レベル2)。

<基準7-1-5に係る状況>

入学者選抜に当たっては、心理系学部卒業生に限定せず、一定の社会的経験を持つ者や一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生などの多様な経験を有する者を、アドミッション・ポリシーに基づき公正に入学させている。毎年度社会人経験者(大学卒業後に社会人経験を有する者)が入学しており、その人数と割合は表7-1-5-1のとおりである。

表7-1-5-1 社会人経験者比率の推移【過去5年度】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学者数(人)	16	16	16	16	16
社会人経験者数(人)	8	10	7	11	9
社会人経験者比率(%)	50.0	62.5	43.8	68.8	56.3

社会人等について選抜を行うにあたっては、特に面接において、受験者が自己の有する実務経験や社会経験を将来の心理臨床の場でどのように活かそうとしているかを見極めるよう努めている。【解釈指針7-1-5-1】

【項目7-2 収容定員と在籍者数】

基準7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないようにすること（レベル1）。

＜基準7-2-1に係る状況＞

直近5年度における収容定員に対する在籍者の充足率の推移は、表7-2-1-1に示すとおりである。なお、下表の在籍者数には長期履修学生でかつ在学が3年目となる学生を含んでいる。充足率は概ね110%以下となっており、3年連続で110%をオーバーしたことはない。【解釈指針7-2-1-2】

表7-2-1-1 在籍者数・収容定員の推移【過去5年度】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員	入学定員(人) [A]	15	15	15	15	15
	収容定員(人) [B]=A×2	30	30	30	30	30
在籍者数	1年生(人) [C]	16	16	16	16	16
	2年生(人)※ [D]	18	17	17	18	17
	【内数】2年生のうち長期履修学生でかつ在学が3年目となる学生の数(人)	【1】	【1】	【1】	【2】	【0】
	研究科合計(人) [E]=C+D	34	33	33	34	33
収容定員充足率(%) [E/B]		113.3	110.0	110.0	113.3	110.0

※ 在籍者数の2年生には、長期履修学生でかつ在学が3年目となる学生を含む。

基準7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル2）。

＜基準7-2-2に係る状況＞

平成23(2011)年度に本研究科を開設した当初、入学定員は10人であったが、入学定員充足率が120%となった年度が連続したため入学定員の見直しを行い、平成25(2013)年度から15人へ変更し現在に至っている。

直近5年度の入学者受入れの推移は、表7-2-2-1に示すとおりである。毎年度入学者が16人で推移しており、入学定員に比べて概ね適正な入学者数となっている。なお、入学者数が入学定員の90%を下回ったことは本研究科開設以降令和7(2025)年度まで一度もない。【解釈指針7-2-2-1】

表 7-2-2-1 入学者数・入学定員の推移【過去5年度】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員(人)	15	15	15	15	15
入学者数(人)	16	16	16	16	16
入学定員充足率(%)	106.7	106.7	106.7	106.7	106.7

第7章 入学者選抜等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

該当なし。

<改善を要する点>

該当なし。

第8章 教員組織

【項目8-1 教員の資格と評価】

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること(レベル1)。

＜基準8-1-1に係る状況＞

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科(以下「本研究科」という)における専門職大学院設置基準並びに文部科学省告示「専門職大学院設置基準第五条第一項等の規定に基づき専門職大学院に関し必要な事項」により定められる基準教員数は6人、基準教授数は3人であるのに対し、令和7(2025)年度の専任教員数は12人、教授数は7人となっており、いずれも基準を満たしている。専任教員に関する職位別、専門領域別、年齢別、資格別の内訳を表8-1-1-1に示す。専任教員に対し教授が占める割合は58.3%で、2分の1以上を満たしている。年齢構成、専門分野のバランスは一部の年代や領域に偏ることなく適切である。また、多様な資格を有する教員により教育が行われている。【解釈指針8-1-1-1】

なお、添付資料9-(5)に示すとおり、臨床心理分野の科目(臨床心理学基本科目及び臨床心理展開科目)の担当教員には、必ず臨床心理士の有資格者が含まれている。【解釈指針8-1-1-2】

表8-1-1-1 教育上必要な教員の構成(令和7年5月1日現在)

職位別	教授	准教授	講師		
	7人	2人	3人		
専門領域別	学校・教育	医療・福祉	地域保健・産業		
	4人	5人	3人		
年齢別	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代
	1人	4人	3人	3人	1人
資格別 ※	臨床心理士	公認心理師	精神保健指定医	精神保健福祉士	キャリアコンサルタント
	10人	10人	2人	3人	1人

※ 1人で複数の資格を有する教員については、各々の資格で1人として計上している。

基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること(レベル1)。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

<基準 8-1-2に係る状況>

本研究科における教育上必要な教員の最近5年間における研究上の業績や専門分野については、帝京平成大学（以下「本学」という）のホームページ、「帝京平成大学大学院 GUIDE BOOK」「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科 GUIDE BOOK」にて公表されており、当該教員が専門分野について専門教育を行うために必要な指導能力を有することが示されている。

【解釈指針 8-1-2-1】

また、教育上必要な教員の過去4年間における学外での公的活動及び社会貢献活動については、本学のホームページへ掲載し、広く社会へ向けて開示している。学外での公的活動及び社会貢献活動に実績を有することは、当該教員が優れた知識あるいは経験を有する者として社会的な評価を得ていることを示していると言える。**【解釈指針 8-1-2-2】**

本研究科の教育上必要な教員12人のうち教授1人が健康メディカル学部心理学科の専任教員を兼担している。また、別の教授5人が帝京平成大学大学院健康科学研究科臨床心理学専攻博士課程を兼担している（専門職大学院設置基準第5条第2項に基づく）。残りの教員6人については本学の学部・学科、大学院修士課程・博士課程のいずれについても兼担していない。**【解釈指針 8-1-2-3】**

実務家教員の採用にあたっては、医療、教育、福祉などの領域における臨床心理実務経験の豊富な教員を採用している。**【解釈指針 8-1-2-4】**

【項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率】**基準 8-2-1**

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

<基準 8-2-1に係る状況>

添付資料9-(6)に示すとおり、必修科目及び選択必修科目25科目のうち、92.0%にあたる23科目を本研究科専任の教授又は准教授が担当している。**【解釈指針 8-2-1-1】**

【項目 8-3 教員の教育研究環境】**基準 8-3-1**

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル2）。

<基準 8-3-1に係る状況>

本研究科の教育上必要な教員の授業負担（開講され、かつ実際に授業が行われた科目の単位数の和）は、表8-3-1-1に示すとおりで、1人を除き年間26単位以下となっており、

おおむね適正な範囲内にとどめられている。【解釈指針8-3-1-1】

表8-3-1-1 授業担当教員の担当科目単位数（令和7年5月1日現在）

教員	職名	研究者 実務家	担当科目 単位数(単位)	教員	職名	研究者 実務家	担当科目 単位数(単位)
馬場 洋介	教授	実務家	22	管 心	教授	実務家	21
安西 信雄	教授	実務家	2	岩藤 裕美	准教授	実務家	24
鈴木 明美	教授	実務家	20 ※	杉浦貴代子	准教授	実務家	26
谷田 征子	教授	実務家	26	大久保智紗	講師	研究者	27
森 美加	教授	実務家	17	江口 聡	講師	研究者	26
長田 洋和	教授	実務家	23	輕部 雄輝	講師	研究者	26

※ 兼担している学部単位の単位数(18単位)を含む

基準8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

<基準8-3-2に係る状況>

本研究科の専任教員12人のうち10人が、附属の臨床心理センターにおいて、臨床ケースを担当している。また、専任教員は週1日の研究日（研究に専念することができる日）が設けられており、これを利用して学外での心理臨床活動を行っている。

それらの臨床活動は、教員の昇格等を評価する要素の1つとなっている。【基準8-3-2】

基準8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

<基準8-3-3に係る状況>

令和7(2025)年5月1日時点で、本学にはサバティカルリープに関する制度は無く、本研究科の専任教員が研究専念期間を取得した実績はない。しかし、各教員が学会や研修会に参加できるように、授業を休講として別の日に補講を行うことが可能である。また、これに要した参加費は帝京平成大学から支給される個人研究費で、交通費・宿泊費・日当は個人研究旅費で支払われており、研究の遂行に支障がない体制となっている。【基準8-3-3】

基準8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

＜基準 8-3-4 に係る状況＞

本研究科に助手 1 人が配置されており、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助を行っている。当該助手は、臨床心理士及び公認心理師の有資格者であり、専任教員が行う教育上及び研究上の職務を補助することができる資質と専門的能力を有している。【基準 8-3-4】

第 8 章 教員組織 ＜優れた点及び改善を要する点等＞

＜優れた点＞

専任教員の年齢構成、臨床心理士有資格者の割合、専門領域等がバランスよく配置されている。

＜改善を要する点＞

該当なし

第9章 管理運営等

【項目9-1 管理運営の独自性】

基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること(レベル1)。

＜基準9-1-1に係る状況＞

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科（以下「本研究科」という）の運営に関する重要事項を審議する会議体としては、帝京平成大学大学院臨床心理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）がある。研究科委員会の運営に関しては、「帝京平成大学大学院研究科委員会規程」に定めている。同規程第3条第1項において、研究科委員会は、①大学院学生の入学、課程の修了に関する事項、②修士及び博士の学位の授与に関する事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと定められている。これに則り、研究科委員会は、前記の二つの事項について審議を行う際に、研究科長が招集して開催される。令和7(2025)年度の研究科委員会は、本研究科教員及び帝京平成大学臨床心理センター（以下「臨床心理センター」という）教員のうち講師以上の教員により構成されている。

それ以外の本研究科の運営に関する事項は、本研究科教員及び臨床心理センター教員全員によって構成される帝京平成大学大学院臨床心理学研究科会議（以下「研究科会議」という）において審議される。研究科会議については、「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科会議内規」を定め、これに基づき運営している。研究科会議は、本研究科内での情報共有の場でもあり、研究科内での意思統一を図る役割も担う。原則として毎週開催しており、急な検討課題が発生した場合も研究科として迅速な対応が取れる運用としている。

帝京平成大学（以下「本学」という）における教育・運営を円滑にかつ効率的に進めるため、本学は大学院基礎データVI-3-(1)に示す専門委員会（以下「大学委員会」という）を置いている。本研究科教員及び臨床心理センター教員は、本学からの委嘱を受けて、表9-1-1-1-1に示すとおり、各大学委員会へ委員として参画し運営に当たっている。また、大学委員会の委員として委嘱された教員は本研究科内における同様の事項に関する委員会委員を兼務し、本研究科内での運営を主導する（例えば、大学委員会のFD委員会委員として委嘱を受けた教員は、研究科内でのFD委員会の委員を兼務する）。

表9-1-1-1 臨床心理学研究科教員の大学委員会委員への委嘱状況〔令和7年度〕

委員会名	委嘱人数	委員会名	委嘱人数
FD委員会	2人	産学共同・地域連携推進委員会	2人
教務委員会	6人	研究コンプライアンス委員会	1人
学生委員会	2人	キャリア委員会	2人
総合情報技術センター運営委員会	2人	人対象研究倫理委員会	1人
図書委員会	1人	廃棄物処理委員会	1人
広報委員会	4人	防火・防災管理委員会	1人
紀要編集委員会	3人	不正防止委員会	2人
自己点検・評価委員会	1人	学生健康管理委員会	1人

更に、本研究科における教育や管理・運営を円滑にかつ効率的に進めるために、大学委員会が置かれていない専門的事項について、表9-1-1-2に示す本研究科独自の委員会を置いている（以下「研究科内委員会」という）。各研究科内委員会には複数の教員を担当として割当て、各担当教員は本研究科内での対応と運営を主導する。【解釈指針9-1-1-1】

表9-1-1-2 臨床心理学研究科内委員会一覧〔令和7年度〕

研究科内委員会名称	担当者人数	研究科内委員会名称	担当者人数
入学試験委員会	3人	帝京大学病院小児科担当委員会	2人
資格取得委員会	5人	臨床心理分野専門職大学院協議会委員会	3人
公認心理師資格委員会	2人	インテーク調整委員会	4人
カリキュラム委員会	3人	交流会委員会	4人
実習委員会	4人	ハラスメント防止委員会	3人
事例研究委員会	3人	備品委員会	1人
臨床研究委員会	2人	懇親会・慶弔費委員会	2人
ケースカンファレンス委員会	4人	人事委員会	4人
臨床心理センター委員会	3人	利益相反委員会	1人

本研究科における重要事項のうち教育課程については、研究科内委員会であるカリキュラム委員会委員が中心となって見直しを行い、見直しの結果カリキュラムの改定を要すると判断した場合、事務局教務グループ企画・カリキュラムチームと連携しながら改定案を作成する。改定案は研究科会議へ上程され審議が行われる。研究科会議の承認を得た改定案は総務会へ上程され審議が行われる。総務会での審議結果が教授会に諮られ、最終的に学長が決定する。

教育方法に関する見直しや変更については、研究科会議で審議し、その結果に基づき研究科長が決定する。ただし、特に重要な事項は研究科長が意見を述べた上で学長が決定する。

各科目の成績評価については、各科目の担当教員が判定を行い、その結果は成績判定会議に報告され、評価の妥当性を確認する。

修了認定については研究科委員会が審議・判定を行い、その結果を帝京平成大学大学院委員会へ上程する。大学院委員会での審議結果に基づき学長が決定する。

本研究科の入学選抜に関しては、入学試験の結果を基に研究科委員会が審議して合否案を決定する。その結果を帝京平成大学教授会（以下「教授会」という）へ上程する。教授会での審議結果に基づき、学長が決定する。

本研究科の専任教員の人事については、大学委員会である人事委員会へ本研究科長が出席して意見を述べたうえで審議が行われる。人事委員会での結果を基に学長が理事長へ答申し、最終的に理事長が決定する。【解釈指針9-1-1-2】

基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が配置されていること（レベル1）。

＜基準 9-1-2に係る状況＞

本研究科の事務は、本学池袋キャンパスの事務局各部署が行う。ただし、教学マネジメントに係る事項（自己点検・評価、外部評価に関することを含む）については、全学的な対応を担う教学マネジメント室（中野キャンパスに設置）が行う（大学院基礎データIX-1-(1)）。各部署には事務作業を滞りなく処理することができる職員が配置されている（大学院基礎データIX-2-(1)）。各担当部署の事務分掌については「帝京平成大学事務組織規程」に定められている（大学院基礎データIX-2-(2)）。本研究科に関わる主な事務担当部署と分掌事項は表9-1-2-1に示すとおりとなっており、これに沿って本研究科に係る事務が滞りなく処理されている。【解釈指針9-1-2-1】

表 9-1-2-1 臨床心理学研究科事務の分掌

総務グループ 庶務チーム 人事・給与チーム 学事チーム 産学連携推進チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 庶務全般に関すること ● 教員の人事に関すること ● 科学研究費補助金の応募等研究支援に関すること ● 研究倫理審査・研究倫理教育に関すること
会計グループ 会計チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 学納金の徴収に関すること ● 会計全般に関すること
施設グループ 施設チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・研究施設の保全・管理に関すること ● 備品の管理に関すること ● 事務機器・設備や検査用具の購入等に関すること
入試グループ 入試チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学試験に関すること ● 学生募集及び広報活動に関すること
教務グループ 教務チーム 企画・カリキュラムチーム 学生支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育課程の編成に関すること ● 授業の履修に関すること ● 成績管理に関すること ● 修了及び学位授与に関すること ● 学生生活における福利厚生に関わること
メディアライブラリーセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書・視聴覚資料等の購入・管理に関すること ● 文献の検索・取寄せ等研究支援に関すること
就職支援室	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報の提供に関すること ● 就職に関する相談・アドバイス等支援に関すること ● 就職状況調査に関すること
教学マネジメント室	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己点検・評価に関すること ● 外部評価の受審に関すること

職員に対しては、各年度初頭にスタッフ・ディベロップメント(SD)研修実施計画を策定して、研修を実施することにより、職員の資質・能力向上を図っている。

研修は学内研修と学外研修に大別される。学内研修としては、全教職員を対象として「ハラスメント防止セミナー」「メンタルタフネスセミナー」「情報セキュリティ講習会」「LGBTセミナー」等を開催している。また、事務職員の資質・能力向上を目的とし、経験や職位に応じた「初期研修」「一般職研修」「主任研修」等の学内研修を行っている。学外研修としては「文部科学省」「日本私立大学協会」「公益社団法人私立大学情報教育協会」等の各種団体が開催する研修に積極的に参加している。平成 27(2015)年から「一般社団法人日本能率協会学校経営支援センター」の研修制度に会員登録し、以降毎年多くの職員を研修に派遣している。研修参加者は、終了後に所定の様式に基づく研修報告書を作成・提出し、研修成果を大学へ報告する。

この他には、本学では、職員の能力開発及び自己啓発の促進を目的として、平成 20(2008)

年度から「資格取得支援制度」を設けている。これは、職員が本学の指定した資格を取得する場合、事前に申請することで、資格取得後に本学から年間5万円までの補助を受けることができる制度であり、「学校法人帝京平成大学資格取得支援規程」に運用を定めている。なお、支援の対象とする資格は毎年見直しを行い、適宜支援対象となる資格を追加している。

以上のような取組みにより職員の知識・技能の修得及び能力・資質の向上を図るための機会が確保されている。【解釈指針9-1-2-2】

基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル1）。

<基準9-1-3に係る状況>

本研究科に係る令和6(2024)年度の資金収支決算書を大学院基礎データIX-3-(1)に、令和7(2025)年度の資金収支予算書を大学院基礎データIX-3-(2)に示す。

各教員には、本学から個人研究費及び個人研究旅費が支給されている。個人研究費は本学の専任教員の個人研究の推進を図ることを目的として教員個人ごとに配分される予算となっており、個人研究旅費は研究活動のための出張で発生した交通費・宿泊費・日当を支給する教員個人ごとに配分される予算となっている。配分額は表9-1-3-1のとおり職位により決定されており、年度初めに配分される。個人研究費、個人研究旅費とも未執行分は次年度に限り当年度予算を上限として繰越しが認められている。なお、個人研究費、個人研究旅費の支給額及び運用は、本研究科だけでなく本学の全学部・研究科の教員について統一ルールとして適用されている。

表9-1-3-1 令和7(2025)年度個人研究費・個人研究旅費予算額

職位	個人研究費予算額 (年額：円)	個人研究旅費予算額 (年額：円)	合計 (年額：円)
教授	400,000	147,450	547,450
准教授	300,000	98,300	398,300
講師	200,000	68,810	268,810
助教	120,000	49,150	169,150
助手	70,000	—	70,000

教員個人単位で配分される予算とは別に、設備・備品の購入や教育・研究活動に伴う支出など研究科としての教育・研究の遂行に必要な費用が支給される。これについては、支出案件ごとに本研究科あるいは臨床心理センターが本学へ申請をして、精査のうえ支出を決定する方法をとっている。令和6(2024)年度は、研究科については230万2,625円が、臨床心理センターについては156万1,460円が支給されている。

以上のように、本研究科並びに臨床心理センターが十分な教育・研究活動を行えるよう、本学から適切な予算措置がなされている。【解釈指針9-1-3-1】

なお、本学附属の臨床心理センターでのカウンセリング等で生じる収入は、一旦本学に収めてから、必要な活動費用を本学に申請している。【解釈指針9-1-3-2】

【項目 9-2 自己点検評価】

基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

<基準 9-2-1に係る状況>

本研究科が行う自己点検・評価については、その実施の詳細を「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科自己点検・評価実施内規」（添付資料6-(3)）に定めて、これに基づき運用している。自己点検・評価の取組みを総合評価と課題評価の二つに区分し、それらを4年度を一つの周期として実施している（ただし、専門職大学院認証評価を受審する年度については、周期に数えないものとする）。

総合評価は、「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」（以下「協会」という）が定める「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱」に記載される評価項目及び評価基準（以下「評価基準」という）を準用し、教育、研究、組織、運営、施設設備など本研究科の活動全般を対象として総合的に行う点検・評価としている。4年ごとに実施し、その結果を「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科自己点検評価報告書」（以下、「自己点検評価報告書」という）にまとめている。

課題評価は、教育を中心とした特定の点検課題を本研究科が独自に設定して行う点検・評価としている。総合評価を行う年度以外の年度について実施し、その結果は研究科委員会へ報告される。また、課題評価を実施する年度については、これに併せて本研究科の教育活動等に関する情報をまとめた「教育活動等現況報告書」（大学院基礎データIX-5-(3)）を作成している。

本研究科内での自己点検・評価の活動については、基準9-2-2で詳述する本研究科の「自己点検・評価チーム」が主導する。総合評価にあつては、自己点検・評価チームが前述の評価基準に則り各基準での状況確認、エビデンスの収集、自己評価案の作成を行い、自己点検評価報告書の原案をまとめる。取りまとめに当たっては、本学事務局が自己点検に必要なデータの収集、報告書の記載内容の点検等の作業を連携して行っている。作成された報告書原案は本研究科会議に議案として提出され、精査検討が行われる。検討の結果が、自己点検評価報告書としてまとめられ、学長（大学委員会である自己点検・評価委員会委員長を兼務）の承認を得たうえで大学ホームページへ掲載し、学内はもとより広く社会に向けて公表している。課題評価にあつては、自己点検・評価チームが主導して当該年度での実施計画を策定し、本研究科委員会での承認を経て点検・評価を実施する。評価結果については、本研究科委員会へ報告される。また、課題評価実施年度に作成する「教育活動等現況報告書」は、大学ホームページへ掲載して公表している。【基準 9-2-1】

基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

<基準 9-2-2に係る状況>

前述のとおり、本研究科が総合評価を行う際に用いる点検・評価項目については、協会が臨床心理分野専門職大学院認証評価のために定めた評価基準を準用している。この評価基準を用いることにより、総合的かつ遺漏のない点検を行うことができる。

本学では、大学委員会として「自己点検・評価委員会」を設置し、大学院を含む大学全体の自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会の組織並びに運営に関しては、「帝京平成大学自己点検・評価委員会規程」(添付資料6-(1))に定めている。同規程第4条の定めにより、構成員には研究科長を含む大学役職者の他、学科・コース及び研究科の中に編成される自己点検・評価チームのリーダーが委員として選任され、本学が行う自己点検・評価活動に参画する。

本学では、大学委員会としての自己点検・評価委員会の下に、各学科・コース、研究科単位での自己点検・評価を行うための組織として「自己点検・評価チーム」を設けている。自己点検・評価チームの設置については「帝京平成大学自己点検・評価委員会規程」第5条第1項に、自己点検・評価チームの役割等詳細については「帝京平成大学自己点検・評価チーム細則」(添付資料6-(2))に定めている。本研究科もこの定めにも則り、令和7(2025)年度は4名の本研究科教員並びに臨床心理センター教員による自己点検・評価チームを編成して、基準9-2-1で記載した本研究科における自己点検・評価の取り組みを主導している。

【解釈指針 9-2-2-1】**基準 9-2-3**

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること(レベル1)。

<基準 9-2-3に係る状況>

自己点検評価活動を通じて把握された問題点や明らかとなった課題等を基に、本研究科のFD活動(年度末のFD研修会等)を行い、次年度の教育活動等の改善について検討している。具体的には、各科目担当の教員がFD研修会での討議結果に基づき改善案を検討し、その結果を次年度当初の研究科会議において研究科全体で共有し実行している。【解釈指針 9-2-3-1】

基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること(レベル2)。

<基準 9-2-4に係る状況>

本研究科は、学外からの評価として、これまでに平成27(2015)年度と令和2(2020)年度の2回、協会による専門職大学院認証評価を受審し、評価基準に適合しているとの認定を受けている。

大学院を含む本学全体に係る大学機関別認証評価については、平成22(2010)年度、平成29(2017)年度、令和6(2024)年度の3回、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機

関別認証評価を受審しており、いずれも同機構が定める評価基準に適合しているとの判定を受けている。

また、令和6(2024)年度に開催した帝京平成大学専門職大学院教育課程連携協議会(以下「協議会」という)において、協会へ提出した年次報告書に基づき本研究科の教育等の取り組みを説明し、外部委員から意見を聴取した。更に令和7(2025)年度には、令和6(2024)年度に行った総合評価の結果をまとめた自己点検評価報告書に基づき、協議会の中で外部委員の検証を受けることを予定している。【解釈指針9-2-4-1】

【項目9-3 情報の公示】

基準9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること(レベル1)。

<基準9-3-1に係る状況>

本研究科及び本学臨床心理センターの教育活動等の状況については、以下の方法で学内及び学外へ広く周知している。【基準9-3-1】

1. 本研究科がまとめた資料の公表

本研究科の自己点検・評価活動でまとめた自己点検報告書(大学院基礎データIX-4-(1))あるいは教育活動等現況報告書(大学院基礎データIX-5-(3))を本学ホームページへ掲載し、公表している(大学院基礎データIX-4-(2))。

2. 専用ホームページによる情報提供

本学ホームページ内専用ページを設け、本研究科及び本学臨床心理センターの教育活動等について紹介している。

3. 冊子体の作成と配布

「帝京平成大学大学院 GUIDE BOOK」(添付資料9-(3))「帝京平成大学大学院臨床心理学研究科 GUIDE BOOK」(添付資料4-(1))「帝京平成大学大学院 入学者選抜要項 専門職大学院」(添付資料3-(1))の各冊子(電子冊子)を毎年度作成し、本学ホームページへ掲載して誰でも閲覧・ダウンロードできるようにしている。

4. 説明会の開催と広報

主に本研究科出願資格を有する学部学生及び社会人を対象として、本学内において本研究科の説明会を開催して、その中で本研究科の教育活動等について説明をしている。令和6(2024)年度は3回開催した(大学院基礎データVII-6-(2))。

基準9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること(レベル1)。

＜基準 9-3-2に係る状況＞

専門職大学院認証評価を受審する年度については、受審資料として協会へ提出した自己点検評価報告書を大学ホームページへ掲載して公表している（大学院基礎データIX-4-(2)）。

＜基準 9-2-1に係る状況＞で記載したとおり、総合評価を行う年度については、協会が定める評価基準を準用して行った自己点検・評価の結果をまとめた自己点検評価報告書（大学院基礎データIX-4-(1)）を作成し、これを本学ホームページへ掲載して公表している（大学院基礎データIX-4-(2)）。協会が定める評価基準を準用することにより、教育活動等に関する重要事項が網羅された内容となっている。

認証評価並びに自己点検・評価を行わない年度（課題評価を行う年度）については、教育活動等に関する重要事項を記載した文書として教育活動等現況報告書（大学院基礎データIX-5-(3)）をまとめ、本学ホームページへ掲載して公表している（大学院基礎データIX-4-(2)）。同報告書は、解釈指針9-3-2-1に示される10項目について記載した内容となっている。【解釈指針9-3-2-1】

【項目 9-4 情報の保管】

基準 9-4-1
 認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

＜基準 9-4-1に係る状況＞

本学が有する文書の保存については、「学校法人帝京平成大学文書保存規程」（大学院基礎データIX-6-(1)）を定めて、これに則った運用を行っている。

本研究科の自己点検評価及び認証評価に用いる情報や資料等については、本研究科自己点検・評価チームと大学事務局で調査・収集し、各資料・データの保管部署及び保管期間については表9-4-1-1に示すとおりとしている。これらの情報は、学内での調査・確認の必要がある場合、及び第三者評価その他学外からの求めがあった場合に、速やかに提出できる状態で保管されている。【解釈指針9-4-1-2、9-4-1-3】

表 9-4-1-1 保管資料・保管状況一覧

資料内容	保管部署	保管期間
入学者選抜要項	入試グループで管理・保管	5年
入学試験問題	入試グループで管理・保管	5年
シラバス、時間割等	池袋キャンパス教務グループ企画・カリキュラムチームで管理・保管	10年
学籍及び成績原簿	池袋キャンパス教務グループ教務チームで管理・保管	永年
授業評価アンケート	池袋キャンパス教務グループ教務チームで管理・保管	5年
修了生の進路	池袋キャンパス就職支援室で管理・保管	5年

第9章 管理運営等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

該当なし。

<改善を要する点>

該当なし。

第10章 施設、設備及び図書館等

【項目10-1 施設の整備】

基準10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること(レベル1)。

<基準10-1-1に係る状況>

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科(以下「本研究科」という)で行う授業については、人数や授業内容に応じて4つの教室(池袋キャンパス MiNoRi ラボ3階の304~307教室)を用いており、講義、演習、実習いずれの授業形態であっても支障なく実施することができる(大学院基礎データX-1-(1))。4教室については、基本的に本研究科の授業実施場所として使用されている。ただし、本研究科の授業使用が無い日・時間帯については、学生との面談や本研究科研究科会議等の打ち合わせなど授業以外の目的での使用、あるいは他の学部・学科等による使用も可能な体制としている。教室の使用状況は、教育支援ポータルシステム「帝京平成大学 UNIVERSAL PASSPORT」(UNIPA)上で共有されており、使用予定の無い日時については同システム上から使用予約が可能となっている。【解釈指針10-1-1-1】

本研究科常勤専任教員(以下「教員」という)のための部屋として、教授及び准教授には1人当たり1室の、講師及び助教には2人当たり1室の研究室を用意している。この研究室の割当て方針については、帝京平成大学(以下「本学」という)の本研究科を含む全キャンパスの学部・学科、研究科における統一的な方針として運用している。非常勤講師については、池袋キャンパス MiNoRi セントラル7階に設置されている教育研究室1部屋(718室)を使用することができる。本学の他学部非常勤講師との共用となっているが、718室には机6台、椅子12脚、パソコン3台、ロッカー4列2段9台、近くの印刷室(724室)にはプリンタ兼コピー機3台、大型プリンタ1台、シュレッダー1台が設置されており、授業のための準備作業を行うのに必要な場所と機器が整備されている。【解釈指針10-1-1-2】

本研究科学生との面談に使用する場所としては、各教員の研究室のほか、MiNoRi ラボ内に4部屋の学生面談室(5階及び7階に各2室)が備えられており活用されている。相談内容の保護の観点から当該学生面談室の利用が適当でない場合には、MiNoRi セントラル8階にある学生面談室を利用するか、MiNoRi ラボ3階の304~307教室を適宜利用して面談を行っている。(大学院基礎データX-1-(1)) 【解釈指針10-1-1-3】

本研究科に係る業務を担当する池袋キャンパス事務局各部署の事務室は、MiNoRi セントラル2階にあるメディアライブラリーセンターを除くすべての部署がMiNoRi セントラル1階に置かれている。各部署間で連携を図りながら、円滑な事務作業を進めている。【解釈指針10-1-1-4】

学生の自習室としては、MiNoRi セントラル2階のメディアライブラリーセンター内に自習スペースが設けられている。メディアライブラリーセンターの開館時間は、午前8時45分から午後9時30分（土曜日は午後5時00分）までとなっており、この時間内であれば自習スペースの利用が可能となっている。この他に、大学院生室（MiNoRi ラボ8階811教室）及び臨床心理センター記録室（MiNoRi ラボ2階）も自習の場として使用されている。大学院生室は約50㎡あり、在籍する学生の数に比して十分なスペースと考えられる。MiNoRi ラボの開館時間に合わせて午前7時30分から午後10時00分（土曜日は午後5時00分）までの間で利用が可能となっている。また、後述のとおり大学院生室の隣に本研究科図書室があり、連携が確保されている。臨床心理センター記録室については87.7㎡の面積を有し、こちらも十分なスペースを確保している。午前8時30分から午後8時00分（土曜日は午後5時00分）までの間で利用を許可しており、自習のための利用に十分な時間が確保されている（大学院基礎データⅢ-1-(1)、X-1-(1)）。【解釈指針10-1-1-5】

図書館は、MiNoRi セントラル内に総合図書館としてのメディアライブラリーセンターが設けられているほか、MiNoRi ラボ8階に本研究科専用の図書室が設けられ、臨床心理学関連の図書が置かれている（一部の図書は、大学院生室と臨床心理センターにも置かれている）。図書室は自習室としての大学院生室に隣接しており、自習を行う際にスムーズな連携が可能である（大学院基礎データX-1-(1)）。

上述の本研究科教員研究室、大学院生室、図書室、記録室を含む臨床心理センターについては、いずれも本研究科の専用ないしは本研究科の管理下にある施設であり、本研究科の行う教育及び研究その他の業務を遂行する時に支障なく利用することができる。【解釈指針10-1-1-6】

【項目10-2 設備及び機器の整備】

基準10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること(レベル1)。

<基準10-2-1に係る状況>

MiNoRi ラボ3階の4教室には、それぞれにAV機器（プロジェクター、スクリーン、マイク等）が設置され、授業を中心として教育に活用されている。

大学院生室にはパソコン5台、複合機（プリンタ・コピー）2台が、臨床心理センター内（MiNoRi ラボ2階）の記録室にはパソコン12台、複合機（プリンタ・コピー）7台が設置されている（大学院基礎データX-3-(1)）。

心理検査用具室（MiNoRi ラボ8階807教室）には、ビデオカメラ、ICレコーダーなどの電子機器、及び知能検査、発達検査、深層心理検査、質問紙検査等の各種心理検査用具が保管されており、大学院生が演習・実習等で使用できる状態になっている（大学院基礎データX-3-(2)）。

教員の研究室には、机、本棚、ロッカー、准教授以上の研究室には他に打合わせ用のテーブルと椅子が備えられている。また、本学から毎年度教員に支給される個人研究費の範囲内でパソコン、プリンタ、コピー機等各種機器の購入が可能となっている。

臨床心理センター事務室には、情報管理用設備・機器として、鍵のかかる記録保管室と記録用紙を収納するキャビネット、シュレッダーが備わっている。【基準 10-2-1】

【項目 10-3 図書館の整備】

基準 10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

<基準 10-3-1に係る状況>

図書施設としては、MiNoRi セントラル2階に総合図書館としてのメディアライブラリーセンターを設けている他、MiNoRi ラボ8階に本研究科専用の図書室（以下「図書室」という）を設けている。（添付資料2-(1)「2025 Student Pocket Diary 帝京平成大学大学院 学生便覧 臨床心理学研究科」の26～28ページ）

メディアライブラリーセンターの管理運営を行う大学委員会である図書委員会には本研究科からも委員を選出し、その活動に参画している。一方、図書室は本研究科の学生及び教員の専用施設となっており、本研究科以外の学生・教職員が利用することはない。図書室の管理運営は図書委員会の委員として委嘱された本研究科教員が兼務してこれに当たっている。図書室には本研究科として購入した臨床心理学関連の図書等を置いている。図書等の管理は本研究科の教員が行い、教員及び学生は閲覧の他貸し出しを受けることが可能となっている。【解釈指針 10-3-1-1】

メディアライブラリーセンターには、司書資格を有する職員・スタッフ（夜間・土曜日のみ勤務のスタッフを除く）が4人配置されており、受け入れ業務、目録業務、閲覧業務、参考業務、相互貸借等の業務を担当している。図書室の管理運営は、前述のとおり図書委員として選任された本研究科教員が行っている。【解釈指針 10-3-1-2、10-3-1-3】

メディアライブラリーセンターには、臨床心理学関連の図書 7,278 点、視聴覚資料 371 点、専門雑誌 48 種が所蔵されており、随時閲覧、利用が可能である。池袋キャンパスに所蔵されていない図書については、他キャンパスや学外から取寄せが可能であり、研究、教育、学修を支援する体制が整備されている。一方、図書室には、臨床心理学関連の図書 2,542 点、視聴覚資料 75 点、専門雑誌 17 種が所蔵されており、本研究科教員の研究、教育及び学生の学修が十分に行える資料を備えている。【解釈指針 10-3-1-4】

図書室の蔵書管理（新規購入、除籍を含む）はメディアライブラリーセンターが統括して行っており、図書・資料等の新規購入については、学生・教員の希望をもとに図書委員会の承認を得て行われている（大学院基礎データ X-4-(1)）。図書室内における配架、貸出等の運営は本研究科の図書委員会委員の教員が行っている。【解釈指針 10-3-1-5、10-3-1-

6】

メディアライブラリーセンター内には視聴覚コーナーやPCコーナー等が設けられており、開館時間内であれば随時利用が可能である。インターネットを介して学内外からアクセスできるwebOPAC (Online Public Access Catalog:オンライン蔵書目録) システムは、蔵書検索に加え、図書予約・購入リクエスト・文献複写・相互貸借等の申請機能も備えられている。その他、学内の研究成果を公開する機関リポジトリシステムも備えられている。また、本学全体では6,394タイトルの電子ジャーナル及び15,573タイトルの電子ブックを契約している。これらは学内LANを経由してアクセスできる他、令和元(2019)年度以降リモートアクセスの環境も整備している。国内発行の電子ブックや電子ジャーナルについてはすべて学外から利用することができる他、令和3(2021)年度からは「学術認証フェデレーション(学認)」が導入され、技術的發展に対応した研究・教育・学修支援のための環境が整備されている。【解釈指針10-3-1-7】

メディアライブラリーセンターは、原則として本学学生・教職員以外の者への開放を行っていない。入館の際には身分証(学生証・職員証)の読み取りが必要なゲートを設けて、部外者が入ってこられないようセキュリティを確保している。また、センター内に保有する関係者のプライバシー保護の観点からみて一般利用者へ無条件に公開されることがなじまない臨床事例研究が掲載された学術雑誌(一般社団法人日本心理臨床学会学会誌「心理臨床学研究」)については同学会の公開ガイドラインに即して開架をしており、必要な配慮を行っている。一方、図書室は、その入口が暗証番号式のロックシステムにより常時施錠されていて、本研究科の学生及び教員以外の者が入室できない設備体制としている。従って、配慮を要する学術資料等が本研究科学生・教員以外の部外者の目に触れることはなく、適切な管理体制を整えている。【解釈指針10-3-1-8】

第10章 施設、設備及び図書館等 <優れた点及び改善を要する点等>

<優れた点>

本研究科学生の在学者数に対して、十分なスペースの教室及び自習のための施設を備え、図書やOA機器等の設備も充実している。

図書については、本研究科専用の図書室を設け、臨床心理学とその関連領域の図書を置いている。

<改善を要する点>

該当なし。